

2025年度 社会保険労務士

# ヤマ当て模擬試験

解答・解説

資格★合格クレアル

## 解 答 一 覧 (自己採点表)

| 選 択 式   |      | A | B | C | D | E | 合 計 |
|---------|------|---|---|---|---|---|-----|
| 労基法・安衛法 | 解 答  | ⑬ | ④ | ⑳ | ⑥ | ⑧ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 労 災 法   | 解 答  | ② | ③ | ① | ① | ③ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 雇 用 法   | 解 答  | ③ | ④ | ② | ① | ③ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 労 一     | 解 答  | ② | ⑩ | ⑭ | ⑪ | ⑦ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 社 一     | 解 答  | ④ | ① | ① | ② | ③ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 健 保 法   | 解 答  | ④ | ⑦ | ⑨ | ⑭ | ⑳ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 厚 年 法   | 解 答  | ③ | ② | ② | ① | ④ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |
| 国 年 法   | 解 答  | ⑰ | ⑭ | ⑪ | ⑦ | ⑤ |     |
|         | 自己採点 |   |   |   |   |   |     |

| 択 一 式     |      | 問1 | 問2 | 問3 | 問4 | 問5 | 問6 | 問7 | 問8 | 問9 | 問10 | 合 計 |
|-----------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 労基法・安衛法   | 解 答  | E  | C  | E  | C  | B  | C  | D  | E  | B  | B   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 労災法・徴収法   | 解 答  | C  | B  | D  | D  | A  | C  | C  | B  | D  | C   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 雇用法・徴収法   | 解 答  | C  | C  | C  | B  | C  | E  | D  | C  | C  | A   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 労 一 ・ 社 一 | 解 答  | D  | B  | E  | C  | A  | D  | D  | A  | E  | C   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 健 保 法     | 解 答  | D  | C  | C  | A  | A  | D  | B  | C  | A  | E   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 厚 年 法     | 解 答  | D  | D  | D  | E  | E  | D  | E  | C  | E  | A   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |
| 国 年 法     | 解 答  | A  | A  | B  | B  | B  | C  | C  | D  | C  | C   |     |
|           | 自己採点 |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |

## 労働基準法及び労働安全衛生法（選択式・解答解説）

〔問 1〕

|   | 解答 | 語 句                        | 根拠条文                             |
|---|----|----------------------------|----------------------------------|
| A | ⑬  | 親権者若しくは後見人又は所轄<br>労働基準監督署長 | 労基法58条、年少則13条                    |
| B | ④  | 期間の定めのないもの                 | 平成28年最高裁判例（福原学園<br>（九州女子短期大学）事件） |
| C | ⑳  | 流動性                        | 〃                                |
| D | ⑥  | 健康                         | 安衛法65条の3                         |
| E | ⑧  | 作業                         | 〃                                |



### <労働基準法>

1は「未成年者の労働契約」からの出題である。

令和4年4月1日施行の民法の改正により、成年年齢が20歳から「18歳」に引き下げられた。この民法改正により、労働基準法上の年少者と未成年者は、ともに18歳未満の者を指すことになったが、労働基準法において「未成年者」という用語を使った条文はそのまま残されている。

2は最高裁判所の判例からの出題である。有期労働契約の更新と無期転換の関係については、①規程では契約期間の更新限度が3年であり、その満了時に労働契約を期間の定めのないものとするができるのは、契約社員の勤務成績を考慮して雇用主が必要と認めた場合と明確に規定されていること、②大学の教員の雇用については一般的に流動性のあること、③3年の契約期間満了後に労働契約が期間の定めのないものとならなかった契約社員が複数存在していることから、契約期間満了をもって当然に無期労働契約になるものではないことが示された。

### <労働安全衛生法>

3は「作業の管理」についての出題である。健康の保持増進のための措置の1つとして規定されている。

## 労働者災害補償保険法（選択式・解答解説）

〔問 2〕

|   | 解答 | 語 句    | 根拠条文  |
|---|----|--------|---|
| A | ②  | 6 か月   | 心理的負荷による精神障害の認定基準（抄）<br>（令和5年9月1日基発0901第2号） |
| B | ③  | 個体側    | 〃   |
| C | ①  | 脆弱性    | 〃   |
| D | ①  | 政府     | 労災法12条の3第1項                                 |
| E | ③  | 全部又は一部 | 〃   |



1は「心理的負荷による精神障害の認定基準（抄）（令和5年9月1日基発0901第2号）」からの出題である。

心理的負荷による精神障害の認定基準は2011（平成23）年に策定されたが、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023（令和5）年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正が行われた。

2は「不正受給者からの費用徴収」からの出題である。

なお、特別支給金を不正受給した場合も費用徴収が行われるが、この場合の手続きは国税徴収の例により行うことはできず、不当利得として民事上の手続きを経て返還請求が行われることとなる。また、不正受給者からの費用徴収と併せての罰則の適用はない。

## 雇用保険法（選択式・解答解説）

〔問 3〕

|   | 解答 | 語 句                            | 根拠条文       |
|---|----|--------------------------------|------------|
| A | ③  | 被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。） | 雇用法61条1項   |
| B | ④  | 5年以上                           | 〃          |
| C | ②  | 100分の75                        | 〃          |
| D | ①  | 100分の10                        | 雇用法61条5項1号 |
| E | ③  | 100分の80                        | 雇用法61条6項   |



「高年齢雇用継続給付金」からの出題である。

令和7年4月から給付率が引き下げられ、最高15%から10%に変更となった。

なお、支給対象月は、被保険者が60歳に達した日の属する月（60歳に達した時点で被保険者であった期間が5年に満たないときは、当該被保険者であった期間が5年以上となるに至った日の属する月）から65歳に達する日の属する月までの期間内にある月であって、その月の初日から末日まで引き続いて被保険者であり、かつ、その月の初日から末日まで引き続いて介護休業給付金又は育児休業給付金、出生時育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月をいう。

労務管理その他の労働に関する一般常識（選択式・解答解説）

〔問 4〕

|   | 解答 | 語 句      | 根拠条文                              |
|---|----|----------|-----------------------------------|
| A | ②  | 55歳      | 高年齢者雇用安定法2条1項、<br>高年齢者雇用安定則1条     |
| B | ⑩  | 求職活動支援書  | 高年齢者雇用安定法17条2項                    |
| C | ⑭  | 再就職援助担当者 | 〃                                 |
| D | ⑪  | 公共職業安定所  | 〃                                 |
| E | ⑦  | 7月15日    | 高年齢者雇用安定法52条1項、高<br>年齢者雇用安定則33条1項 |



「高年齢者雇用安定法」からの出題である。

「求職活動支援書」は対象者となる高年齢者等が希望するときに作成・交付する義務が生じる。

厚生労働大臣は、求職活動支援書の作成等の規定に違反している事業主に対して、必要な指導及び助言をすることができ、なお違反していると認める事業主に対しては、求職活動支援書を作成し、当該求職活動支援書に係る高年齢者等に交付すべきことを勧告することができる。

雇用状況の報告は、毎年6月1日現在における定年、継続雇用制度、65歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 社会保険に関する一般常識（選択式・解答解説）

〔問 5〕

|   | 解答 | 語 句      | 根拠条文          |
|---|----|----------|---------------|
| A | ④  | 地方公共団体   | 高齢者医療確保法 4 条  |
| B | ①  | 適正化      | 〃             |
| C | ①  | 40歳      | 高齢者医療確保法20条   |
| D | ②  | 産業構造の変化等 | 確定給付企業年金法 1 条 |
| E | ③  | 第一義的責任   | 児童手当法 1 条     |



- 1、2は「高齢者医療確保法」からの出題である。
- 3は「確定給付企業年金法」の目的条文からの出題である。なお、確定拠出年金法では「高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化」となっている。
- 4は「児童手当法」からの出題である。

## 健康保険法（選択式・解答解説）

〔問 6〕

|   | 解答 | 語 句      | 根拠条文              |
|---|----|----------|-------------------|
| A | ④  | 21,000   | 健保令41条1項・2項、42条1項 |
| B | ⑦  | 167,400  | 〃                 |
| C | ⑨  | 3月以上     | 健保令42条            |
| D | ⑭  | 厚生労働大臣   | 健保法63条4項          |
| E | ⑳  | 臨床研究中核病院 | 〃                 |



1、2は、高額療養費からの出題である。高額療養費については、下記も確認しておきたい。

- (1) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、高額療養費の支給要件の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。
- (2) 被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関から入院療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、高額療養費の支給要件の適用については、当該入院療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関から受けたものとみなす。

3は、患者申出療養に関する申出についての出題である。

## 厚生年金保険法（選択式・解答解説）

〔問 7〕

|   | 解答 | 語 句         | 根拠条文        |
|---|----|-------------|-------------|
| A | ③  | 生活の安定と福祉の向上 | 厚年法1条       |
| B | ②  | 年金たる保険給付の額  | 厚年法2条の2     |
| C | ②  | 90,000      | 厚年法46条1項    |
| D | ①  | 労務に従事しない    | 厚年法23条の3第1項 |
| E | ④  | 職務に服さない     | 〃           |



1は「目的条文」からの出題である。

2は「年金額の改定」からの出題である。

3について、令和7年4月より支給停止調整額が51万円となった。56万円（総報酬月額相当額）+13万円（基本月額）>51万円（支給停止調整額）であるため、 $(56万円 + 13万円 - 51万円) \times 1/2 = 「9万円」$ が支給停止額となる。なお、老齢基礎年金は在職老齢年金の仕組みとは関係なく、そのまま80,000円が支給される。

4は産前産後休業を終了した際の改定からの出題である。船員たる被保険者の定義がある等を除けば、健康保険法とほぼ同じである。

① 「育児休業等を終了した際の改定」と同様に、2等級以上の差がなくても改定が行われる。また、報酬支払基礎日数が17日（厚生労働省令で定める者にあつては11日）未満の月は除いて算定する。

② 産前産後休業を終了した際の報酬月額の届出は、「速やかに」行うこととされているが、船員被保険者に係る届出は、「10日以内」に行うこととされている。

## 国民年金法（選択式・解答解説）

〔問 8〕

|   | 解答 | 語 句            | 根拠条文     |
|---|----|----------------|----------|
| A | ⑬  | 健全な国民生活の維持及び向上 | 国年法1条    |
| B | ⑭  | 厚生労働大臣         | 国年法94条1項 |
| C | ⑪  | 承認             | 〃        |
| D | ⑦  | 10年            | 〃        |
| E | ⑤  | 6年間            | 国年法52条   |



1は「目的条文」からの出題である。

2は「保険料の追納」からの出題である。

納付することを要しないものとされた保険料の一部につき追納をするときは、原則として、学生等の納付特例期間又は納付猶予期間につき行い、次いで全額免除又は一部免除期間につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。

3は「寡婦年金」からの出題である。なお、死亡一時金の支給を受けることができる遺族が、同一人の死亡により同時に寡婦年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と寡婦年金のうち、いずれか1つを受給することとなる。

労働基準法及び労働安全衛生法（択一式・解答解説）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目            | 難易度 |
|--------|----|-----------------|-----|
| 〔問 1〕  | E  | 総則等             | B   |
| 〔問 2〕  | C  | 労働契約、賃金         | B   |
| 〔問 3〕  | E  | 時間外、休日及び深夜の割増賃金 | B   |
| 〔問 4〕  | C  | 年次有給休暇、就業規則     | B   |
| 〔問 5〕  | B  | 年少者、妊産婦等        | A   |
| 〔問 6〕  | C  | 総合問題            | B   |
| 〔問 7〕  | D  | 総合問題            | A   |
| 〔問 8〕  | E  | 総則等             | A   |
| 〔問 9〕  | B  | 安全衛生管理体制        | A   |
| 〔問 10〕 | B  | 総合問題            | B   |

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが 7 割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

## 労働基準法及び労働安全衛生法（解答解説）

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 〔問 1〕 | 正解 E | 総則等 |
|-------|------|-----|

(エとオ) が誤っているため、Eが正解となる。

ア ○ 労基法5条、6条、昭和61年基発333号、昭和63年基発150号、平成11年基発168号

設問のとおり。労働者派遣事業は労働関係の外にある第三者が他人の労働関係に介入するものではなく、労基法6条の中間搾取には該当しないものとされている。

イ ○ 労基法3条、昭和63年基発150号

設問のとおり。最高裁三菱樹脂事件判決も、「労働基準法第3条は……労働者の労働条件については信条による差別取扱を禁じているが、特定の信条を有することを解雇の理由として定めることも、右にいう労働条件に関する差別取扱として、右規定に違反するものと解される。」としている。

ウ ○ 労基法1条、昭和63年基発150号

設問のとおり。この条が禁止しているのは、法の定めを理由とした労働条件の低下であり、社会経済情勢の変化による労働条件の低下は含まない。

エ × 労基法7条、昭和23年基発1575号

権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻、又は日を変更することは問題ない。しかし、公民権の行使を労働時間外に実施すべき旨を就業規則等に定めたことにより、労働者が就業時間中に選挙権の行使を請求することを拒否することは違法である。

オ × 労基法2条1項

「対等の立場」とは、形式的のみならず実質的に対等の立場をいうもので、社会的、経済的な力関係を離れて相互の人格を尊重する立場を意味する。しかし、そのような対等の立場というものは、個々の労働者と使用者の間では事実上困難であるので、団結権、団体交渉権の保護というものがこれを確保する働きをなすのである。しかし、労基法2条は、この原則を明らかにしたのみであって、現実に労働組合があるかどうか、また、団体交渉で決定したかどうかは、本条の問うところではないとされている。

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 【問 2】 | 正解 C | 労働契約、賃金 |
|-------|------|---------|

アとウとエの三つが誤っているため、Cが正解となる。

ア × 労基法15条、昭和24年京都地裁判決（京都市交通局事件）

労基法15条において規定されている明示すべき時期は「労働契約の締結に際し」である。したがって、就業規則の変更による労働条件の変更については改めて本条による労働条件の明示の必要はない。例えば、フレックスタイム制が適用されている労働者について就業規則が変更された場合、当該労働者に対する周知は必要（労基法106条）であるが、本条による明示義務は適用されないことになる。

イ ○ 労基法11条、20条、昭和25年基収3432号

設問のとおり。労基法76条の規定に基づく休業補償は、労基法11条の賃金に該当しない。

ウ × 労基法11条、昭和63年基発150号

設問の生命保険料補助金は、労働者の福利厚生のために使用者が負担するものであるから、労基法11条の賃金に該当しない。なお、所得税や社会保険料の本人負担部分を使用者が労働者に代わって負担する場合は、これらの労働者が法律上当然生ずる義務を免れるのであるから、その事業主が労働者に代わって負担する部分は、労基法11条の賃金に該当する。

エ × 労基法14条、有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準1条

「変更後速やかに」を「あらかじめ」にすると正しい記述となる。令和6年4月1日適用の改正で新設された。設問の「更新上限を定める場合等の理由の説明」に加えて「無期転換後の労働条件に関する説明」についても新設された。

オ ○ 昭和54年最高裁判例（大日本印刷事件）

設問のとおり。解約権が留保されていることの法的意味は、一般の従業員に対して適用される就業規則上の解雇事由に加えて、特別な解約事由に基づく解雇権が留保されているということになる。内定取消は、留保解約権の行使ということになるが、これは法的には解雇に当たるので、権利濫用法理に従うことになる（労働契約法16条の適用）。

|       |      |                 |
|-------|------|-----------------|
| 【問 3】 | 正解 E | 時間外、休日及び深夜の割増賃金 |
|-------|------|-----------------|

- A ○ 労基法37条1項ただし書、平成21年基発0529001号  
 設問のとおり。そのため、労働条件を明示する観点及び割増賃金の計算を簡便にする観点から、就業規則その他これに準ずるものにより、事業場の休日について法定休日と所定休日の別を明確にしておくことが望ましいとされている。
- B ○ 労基法37条、労基則19条1項、昭和23年基収3052号、平成11年基発168号  
 設問のとおり。賃金が出来高払制その他の請負制によって賃金が定められている者については、「割増賃金に当たる部分」を追加して支払えば足りる。
- C ○ 労基法41条の2  
 設問のとおり。高度プロフェッショナル制度が適用される労働者については、深夜業に従事させたとしても、当該深夜業に係る割増賃金を支払う必要はない。高度プロフェッショナル制度が適用される労働者については、労働時間、休憩、休日及び「深夜の割増賃金」の規定が適用除外となる。
- D ○ 労基法36条1項、昭和46年基収6206号、昭和63年基発150号、平成11年基発168号  
 設問のとおり。「監督又は管理の地位にある者」は「労働者の過半数を代表する者」にはなれないが、「労働者の過半数」をみる場合の「労働者」には含まれる。
- E × 労基法37条3項、平成21年基発0529001号  
 代替休暇を実施する場合には、事業場において労使協定を締結する必要があるが、この労使協定は、当該事業場において、労基法37条1項ただし書の規定による割増賃金の支払による金銭補償に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇の付与による補償を行うことができることとするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務付けるものではなく、個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思によるものである。

|       |      |             |
|-------|------|-------------|
| 【問 4】 | 正解 C | 年次有給休暇、就業規則 |
|-------|------|-------------|

アとイとオの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア ○ 労基法39条、昭和63年基発150号、平成6年基発181号

設問のとおり。継続勤務とは、労働契約の存続期間、すなわち在籍期間をいう。継続勤務か否かについては、勤務の実態に即し実質的に判断すべきものであり、次に掲げるような場合も含まれる。この場合、実質的に労働関係が継続している限り勤務年数を通算する。

①定年退職による退職者を引き続き嘱託等として再採用している場合（退職手当規程に基づき、所定の退職手当を支給した場合を含む。）。ただし、退職と再採用との間に相当期間が存し、客観的に労働関係が断続していると認められる場合はこの限りでない。②労基法21条各号（解雇予告の適用除外）に該当する者でも、その実態より見て引き続き使用されていると認められる場合 ③臨時工が一定月ごとに雇用契約を更新され、6か月以上に及んでいる場合であって、その実態より見て引き続き使用されていると認められる場合 ④在籍型の出向をした場合 ⑤休職とされていた者が復職した場合 ⑥臨時工、パート等を正規職員に切替えた場合 ⑦会社が解散し、従業員の待遇等を含め権利義務関係が新会社に包括承継された場合 ⑧全員を解雇し、所定の退職金を支給し、その後改めて一部を再採用したが、事業の実体は人員を縮小しただけで、従前とほとんど変わらず事業を継続している場合

イ ○ 労基法39条1項、昭和63年基発150号

設問のとおり。なお、派遣労働者については、年休付与義務は派遣元が負うので、派遣元における継続勤務期間に基づき年休を付与しなければならない。

ウ × 労基法90条1項、昭和23年基収2446号、昭和24年基収410号、昭和63年基発150号

一部の労働者についてのみ適用される就業規則も当該事業場の就業規則の一部分であるから、その作成又は変更の際しての労基法90条の意見聴取については、「当該事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、これがない場合には全労働者の過半数を代表する者」の意見を聴くことが必要である。なお、これに加えて、使用者が当該一部の労働者で組織する労働組合等の意見を聴くことが望ましいとされている。

エ × 労基法91条、昭和63年基発150号

労働者が遅刻、早退をした場合は、その時間についてはノーワークノーペイの原則により賃金債権が生じない。したがって、労基法91条の減給の制裁には該当しない。

オ ○ 労基法90条1項、昭和24年基発373号

設問のとおり。就業規則の作成又は変更について、労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならないのであって、同意を得る、協議をする、までは求められていない。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 【問 5】 | 正解 B | 年少者、妊産婦等 |
|-------|------|----------|

A × 労基法65条3項、昭和61年基発151号・婦発69号

使用者は、「妊娠中の女性」が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならないが、「産後1年を経過しない女性」についてはこの対象とされていない。後段の、「新たに軽易な業務を創設して与える義務まで課したものではない」は正しい。

B ○ 労基法67条1項、育児介護休業法23条

設問のとおり。設問における育児・介護休業法の措置とは、短時間勤務をさせること等であり、勤務時間中に育児時間を請求する労基法67条の育児時間とは趣旨の異なるものであり、女性労働者から請求があった場合は、使用者は育児時間を与えなければならない。

C × 労基法60条3項1号、昭和23年基発161号

「他の日」とは他の1日に限られていないため、週5日労働の場合において、1日の労働時間を4時間にした場合、他の2日を各10時間、残りの2日を各8時間として労働させることができる。

D × 労基法68条、昭和61年基発151号・婦発69号

休暇の請求は、就業が著しく困難である事実に基づき行われるものであることから、必ずしも暦日単位で行わなければならないのではなく、半日又は時間単位で請求した場合には、使用者はその範囲で就業させなければ足りるものである。

E × 労基法60条1項

満18歳未満の年少者については、

- ① 変形労働時間制（1か月単位、フレックスタイム制、1年単位及び1週間単位）
  - ② 三六協定による時間外・休日労働
  - ③ 労基法40条の規定に基づく法定労働時間（1週44時間）、休憩時間の特例（一斉休憩の除外等）
  - ④ 高度プロフェッショナル制度
- の規定は適用されない。

ただし、満15歳以上（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間を除く）満18歳未満の年少者については、一定の制約（1週48時間、1日8時間を超えない範囲内）のもとに、1か月単位の変形労働時間制及び1年単位の変形労働時間制の例により労働させることができる。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 6】 | 正解 C | 総合問題 |
|-------|------|------|

- A × 労基法32条の2第1項、35条2項、労基則12条の2第2項  
 設問のような制限は設けられていない。なお、1年単位の変形労働時間制については、連続して労働させることができる日数の限度が定められていることから、変形休日制の採用を行うことはできない。
- B × 労基法19条、20条、昭和63年3月14日基発150号  
 解雇予告除外認定は、ただし書に該当する事実の有無を確認する処分であって、認定されるべき事実がある場合には使用者は有効に即時解雇をなし得るものと解されるので、即時解雇の意思表示をした後、解雇予告除外認定を得た場合はその解雇の効力は使用者が「即時解雇の意思表示をした日に遡って」発生する。
- C ○ 労基法24条1項、平成2年最高裁判例（日新製鋼事件）  
 設問のとおり。使用者が労働者の同意を得て労働者の退職金債権に対してする相殺は、その同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、労基法24条1項本文に違反しない。
- D × 労基法92条、労基則50条  
 届出の取り消しではなく、就業規則の変更を命ずることができる。なお、労働協約とは労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する合意事項を書面に作成し、両当事者が署名し又は記名押印したものであり、書面による作成と署名または記名押印することでその効力を生じる。また、労働基準監督署へ届け出る必要はない。
- E × 労基法32条の4第1項・2項、労基則12条の4第2項  
 「個々の対象労働者の同意」ではなく「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合には労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意」である。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 〔問 7〕 | 正解 D | 総合問題 |
|-------|------|------|

A × 労基法26条、昭和23年基収1998号

休業手当は、使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合に支払が義務付けられるものであるが、親会社の経営難から下請工場が資材資金を獲得できず休業した場合であっても、休業手当を支払う義務がある。なお、最高裁判例（ノースウエスト航空事件）によると、労基法26条の「使用者の責めに帰すべき事由」は、民法536条2項の「債権者の責めに帰すべき事由」よりも広く、使用者側に起因する経営管理上の障害を含むとされている。

B × 平成12年最高裁判例（三菱重工長崎造船所事件）

労基法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、この労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるべきものではないとするのが最高裁判所の判例である。

C × 労基法32条の3、昭和63年基発1号

派遣労働者を派遣先においてフレックスタイム制の下で労働させる場合には、派遣元の使用者は、

- ① 派遣元事業場の就業規則その他これに準ずるものにより、始業及び終業の時刻を労働者の決定にゆだねることを定め
- ② 「派遣元事業場」において労使協定を締結し、所要の事項について協定し
- ③ 労働者派遣契約において当該労働者をフレックスタイム制の下で労働させることを定めること

が必要である。

D ○ 労基法79条

設問のとおり。打切補償の1,200日分と混同しないこと。

E × 労基法121条2項

法人企業の代表者が、当該企業において、労基法37条の規定に違反する時間外・休日労働（いわゆる不払い残業等）が行われている事実を知らながら、その是正に必要な措置を講じなかったときは、たとえ代表者自らが当該不払い残業等を指示していなくとも、当該代表者も行為者として罰せられる。

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 〔問 8〕 | 正解 E | 総則等 |
|-------|------|-----|

A × 安衛法5条1項、安衛則1条

「30日前」を「14日前」にすると正しい文章となる。ジョイントベンチャー（共同企業体）とは、1つの建設工事を2以上の建設業者が共同連帯して施工することを目的として、それぞれ一定の割合で出資することにより組織する独立法人格を持たない団体のことである。

B × 安衛法2条3号、昭和47年発基91号

労働安全衛生法の主たる義務主体である「事業者」とは、個人企業にあつては事業主個人、法人企業であれば法人の代表者ではなく「当該法人」そのものを指している。これは、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。また、労働者とは、労基法9条に規定されている労働者であるため、同居の親族のみを使用する事業又は家事使用人には適用されない。船員法の適用を受ける船員についても、安衛法115条2項において、適用しないこととしている。

C × 安衛法4条

労働者の責務については「協力するように努めなければならない」とする努力義務規定となっている。

D × 安衛法3条3項

対象となるのは、建設工事の注文者等「仕事を他人に請け負わせる者」であり、建設工事以外の注文者も含まれる。なお、「工期等」については「工程、請負金の費目等」が含まれる。工期の短さ（いわゆる「突貫工事」）や、例えば建物全体を解体する場合などで多数箇所に安全設備（親綱など）を設置する必要があるのに安全経費が計上されていないといった事態があると、直接的又は間接的に労働災害の発生原因になることがあるからである。

E ○ 安衛法8条

設問のとおり。なお、変更したときも同様である。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 【問 9】 | 正解 B | 安全衛生管理体制 |
|-------|------|----------|

- A × 安衛法11条1項、安衛則6条1項  
巡視の頻度については規定されていない。
- B ○ 安衛法15条5項、昭和47年基発602号  
設問のとおり。行政介入については、総括安全衛生管理者の仕組みが準用されている。
- C × 安衛法12条、安衛令4条、安衛則7条1項及び3項  
選任すべき事由が発生した日から「14日以内」に選任し、衛生管理者を選任したときは、「遅滞なく」、電子情報処理組織を使用して、所定の事項を都道府県労働局長の免許を受けた者その他一定の資格を有する者であることにつき証明することができる電磁的記録を添えて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- D × 安衛法19条1項  
委員会の設置について、所轄労働基準監督署長への届出は必要ない。
- E × 安衛法18条1項、安衛令9条、安衛則23条1項  
総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、統括安全衛生責任者、安全衛生責任者を選任すべきである事業者が選任をしていなかった場合は50万円以下の罰金が科せられるが、安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会の実施義務について罰則は設けられていない。

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 【問 10】 | 正解 B | 総合問題 |
|--------|------|------|

アとオの二つが正しいため、Bが正解となる。

ア ○ 安衛法66条の10第3項、安衛則52条の15

設問のとおり。なお、面接指導を受けることを希望する旨の申出は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。また、事業者は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者から申出があったときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。なお、検査を行った医師等は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。

イ × 安衛則15条

「所轄労働基準監督署長の許可を受けているとき」ではなく「事業者の同意を得ているとき」である。

ウ × 安衛法66条の8、平成18年基発0224003号

派遣労働者に対する面接指導については、派遣元事業主に実施義務が課せられる。なお、派遣労働者の労働時間については、実際の派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間について、労働者派遣法に基づき派遣先が派遣元事業主に通知することとなっており、面接指導が適正に行われるためには派遣先及び派遣元の連携が不可欠である。

エ × 安衛法66条の8の4第1項、120条1号、安衛則52条の7の4第1項

1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について、1か月当たり「100時間」を超えた場合に、労働者からの申出の有無にかかわらず医師による面接指導を行わなければならない。違反した者には、同法120条1号の罰則（50万円以下の罰金）の適用がある。

オ ○ 安衛法78条5項・6項

設問のとおり。厚生労働大臣は、勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

労働者災害補償保険法（択一式・解答解説）  
 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目               | 難易度 |
|--------|----|--------------------|-----|
| 〔問 1〕  | C  | 適用事業・適用除外          | A   |
| 〔問 2〕  | B  | 業務災害・複数業務要因災害・通勤災害 | C   |
| 〔問 3〕  | D  | 給付基礎日額             | A   |
| 〔問 4〕  | D  | 二次健康診断等給付等         | B   |
| 〔問 5〕  | A  | 社会復帰促進等事業・特別支給金    | B   |
| 〔問 6〕  | C  | 総合問題               | B   |
| 〔問 7〕  | C  | 特別加入               | B   |
| 〔問 8〕  | B  | 保険関係の成立と消滅         | A   |
| 〔問 9〕  | D  | メリット制              | B   |
| 〔問 10〕 | C  | 総合問題               | B   |

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

労働者災害補償保険法（解答解説）  
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

|       |      |           |
|-------|------|-----------|
| 【問 1】 | 正解 C | 適用事業・適用除外 |
|-------|------|-----------|

A × 平成18年基発1002004号

障害者総合支援法に基づく就労継続支援を行う事業場と雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける障害者には、基本的には労災保険法が適用されない。なお、就労継続支援事業場と雇用契約を締結して就労の機会の提供を受ける障害者については、基本的には労基法9条の労働者に該当するので、労災法が適用される。

B × 労災法3条1項、平成20年基発0728001号

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用されるため、業務が原因である災害については、業務上の災害として保険給付の対象となるが、自宅における私的行為が原因であるものは、業務上の災害とはならない。

C ○ 労災法3条1項、昭和35年基発932号

設問のとおり。なお、いわゆる在籍出向の場合における当該労働者に係る保険関係が出向元事業と出向先事業とのいずれにあるかは、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して決定するとされている。

D × 労災法3条1項

平成22年1月1日から船員保険の職務上疾病・年金部門と労災保険が統合されたため、船員法1条に規定する船員についても、労災保険が適用される。

E × 労災法3条1項、平成3年発労徴13号、基発123号

常時5人未満の労働者を使用して行う個人経営の農業の事業のうち、事業主が農業関係の特別加入（農業の特定作業従事者に係る特別加入）をしたことにより適用事業となった事業については、その事業主がその後特別加入から脱退しても、当該事業主の行う事業について引き続き労働者が使用される限り、当然に労災保険法が適用され、労働者に係る保険関係は消滅しない。

|       |      |                    |
|-------|------|--------------------|
| 〔問 2〕 | 正解 B | 業務災害・複数業務要因災害・通勤災害 |
|-------|------|--------------------|

アとオの二つが正しいため、Bが正解となる。

ア ○ 昭和61年発労徴41号・基発383号

設問のとおり。派遣元事業主の支配下にある場合及び派遣先事業主の支配下にある場合には、一般に業務遂行性が認められる。なお、派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められるものとして取り扱うこととされている。

イ × 労災則8条、昭和48年基発644号

通常経路の途中で行うようなささいな行為を行う場合には、逸脱・中断に該当しない。例えば、経路の近くにある公衆便所を使用する場合、帰途に経路の近くにある公園で短時間休息する場合や、経路上の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅構内でジュースの立飲みをする場合、経路上の店で渴きをいやすため極く短時間、お茶、ビール等を飲む場合、経路上で商売している大道の手相見、人相見に立寄って極く短時間手相や人相をみてもらう場合等は、ささいな行為に該当するため、設問の場合は通勤災害と認められる。なお、逸脱・中断の間に生じた事故については、通勤災害とは認められない。

ウ × 労災法7条1項2号、労災則5条、令和2年基発0821第1号

負傷、疾病、障害又は死亡が発症した時点において複数事業労働者に該当しない場合であっても、「負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点」において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者も複数事業労働者に含まれる。

エ × 労災法7条2項、昭和50年基収4039号

通勤災害とは認められない。「通勤による疾病」(＝通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病)とは、通勤に関連ある諸種の状態(突発的又は異常な出来事等)が原因となって発病したことが医学的に明らかに認められるものをいうが、本件労働者の通勤途中に発生した急性心不全による死亡については、特に発病の原因となるような通勤による負傷又は通勤に関連する突発的な出来事等が認められないことから「通勤に通常伴う危険が具体化したもの」とは認められない。

オ ○ 労災法20条の4第1項・2項、令和2年基発0821第1号

設問のとおり。待期期間の3日間について、各事業主は、労基法76条による休業補償を行う義務はない。複数業務要因災害に関する保険給付は、それぞれの就業先の業務上の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められないことから、いずれの就業先も労働基準法上の災害補償責任を負わないためである。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 3】 | 正解 D | 給付基礎日額 |
|-------|------|--------|

A ○ 労災則9条1項1号

設問のとおり。給付基礎日額の算定には特例が設けられており、平均賃金の算定期間中に私傷病による療養のため休業した期間がある場合には、原則的な算定方法によって算定した金額と特例による算定方法によって算定した金額のうちいずれか高い方の額が給付基礎日額となる。

B ○ 労災法8条の2第1項

設問のとおり。また、休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して1年6か月を経過した日以後の日である場合においては、年齢階層別の最低限度額及び最高限度額が適用される。

C ○ 労災法8条3項

設問のとおり。

D × 労災法10条

「労働者が行方不明となって3か月間が経過した日」ではなく「労働者が行方不明となった日」に、当該労働者は、死亡したものと推定する。なお、複数業務要因災害に関する保険給付は、死亡の推定の対象には含まれていない。

E ○ 労災法12条の2、労災則10条の2

設問のとおり。年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、過誤払が行われた年金たる保険給付の受給権者の死亡について、遺族（補償）等年金、遺族（補償）等一時金、葬祭料等（葬祭給付）若しくは障害（補償）等年金差額一時金の受給権者が、当該年金たる保険給付の受給権者の死亡に伴う当該年金たる保険給付の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき等に行われる。

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 〔問 4〕 | 正解 D | 二次健康診断等給付等 |
|-------|------|------------|

アとイとウとオの四つが誤っているため、Dが正解となる。

ア × 平成13年基発233号

特定保健指導は、栄養指導、運動指導、生活指導のすべてを行うものとされている。

イ × 労災法35条

特別加入者は、二次健康診断等給付の対象とはされていない。そもそも特別加入者は「労働者」に該当しないことから、労働安全衛生法の適用を受けることはなく、定期健康診断の対象ともなっていない。

ウ × 労災法27条1項、労災則18条の17、18条の18、安衛則51条の2第2項、平成13年基発233号

「2か月」と「3か月」の期間が逆である。それ以外は正しい。なお、二次健康診断等給付を受ける権利は、労働者が一次健康診断の結果を了知し得る日の翌日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

エ ○ 労災法26条1項、労災則18条の16、平成13年基発233号

設問のとおり。

オ × 労災法26条1項、労災則11条の3第1項

二次健康診断等給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所（これを「健診給付病院等」という。）において行う。設問は、療養の給付を行う「指定病院等」である。「健診給付病院等」と「指定病院等」は同じではない。

|       |      |                 |
|-------|------|-----------------|
| 〔問 5〕 | 正解 A | 社会復帰促進等事業・特別支給金 |
|-------|------|-----------------|

A ○ 労災法29条1項1号、労災則28条、社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領〔平成19年基発0423002号（最終改正 令和6年基発0325第3号）〕

設問のとおり。なお、アフターケア制度とは、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害により、せき髄損傷等の傷病に罹患した者にあつては、症状固定後においても後遺症状に動揺をきたす場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることにかんがみ、必要に応じてアフターケアとして予防その他の保健上の措置を講じ、当該労働者の労働能力を維持し、円滑な社会生活を営ませるものであり、対象傷病は、社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領によって、せき髄損傷、頸肩腕障害、腰痛、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、精神障害等20の傷病が定められている。

B × 特支則9条

遺族特別年金には前払一時金制度が設けられていないため、遺族補償年金前払一時金の支給により遺族補償年金が支給停止されていても遺族特別年金は支給される。一方、若年支給停止されている間は、同様に支給が停止される。なお、遺族特別支給金は若年支給停止者に対しても支給される。

C × 特支則4条1項、特支則別表第1

障害特別支給金が年金で支給されることはない。障害（補償）等年金及び障害（補償）等一時金の受給権者に対しては、それぞれの障害等級に応じた額の障害特別支給金（1級から14級まですべて一時金）が支給される。

D × 特支則20条ほか

第三者行為災害の場合において、第三者から損害賠償を受けた場合であっても、損害賠償と特別支給金とは調整されない。

E × 労災則1条3項、33条、「労災就学等援護費支給要綱」（昭和45年基発774号）

労災就学援護費の支給申請書は、「所轄労働基準監督署長」に提出することとされている。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 〔問 6〕 | 正解 C | 総合問題 |
|-------|------|------|

A × 労災法12条の4第2項、昭和41年基発610号、平成8年基発99号、平成25年基発0329第11号

「5年」を「7年」とすれば正しい記述になる。従来、「控除期間」は災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に支払うものとされていたが、平成25年4月1日以降に発生した災害からは3年の部分が「7年」に変更された。なお、「求償を行う期間」については、令和2年4月1日以降に発生した災害からは、災害発生後5年以内に支給事由の生じた保険給付であって、災害発生後5年以内に支払うべきものを限度とすることとされた。

B × 労災法14条ほか

社会保険の給付と労災保険の給付は、同時に両方受けることができるが、社会保険は全額支給され、労災保険に政令所定の調整率を乗ずることによって調整が図られる。差額が支給されるわけではない。

C ○ 小野運送事件（昭和38年最高裁判例）

設問のとおり。損害賠償請求権は消滅しているので、政府が受給権者に代わって第三者に損害賠償請求を行うことはできない。

D × 労災法31条1項、平成17年基発0922001号

設問の場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の「40%」が費用徴収される。なお、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けていない場合であって、かつ次の(イ)又は(ロ)のいずれかの事情が認められるときは、「重大な過失」と認定しないこととされている。

(イ) 事業主が、その雇用する労働者について、取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でなく、やむを得ない事情により、労働者に該当しないと誤認したため、保険関係成立届を提出していなかった場合

(ロ) 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとり、独立した事業としては、保険関係成立届を提出していなかった場合

E × 労災法12条の2の2第1項

労働者が、「故意に」負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。なお、労働者が「故意の犯罪行為若しくは重大な過失」により、又は「正当な理由がなくて療養に関する指示に従わない」ことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の「全部又は一部を行わないことができる。」とされている。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 7】 | 正解 C | 特別加入 |
|-------|------|------|

A × 労災法33条7号、36条1項

日本国内で行われている事業が継続事業である場合は、当該事業の事業主が海外において行われる有期事業に従事させるために派遣する労働者は、特別加入することができる。

B × 平成11年基発77号

同一の事由について派遣先の事業の所在する国の労災保険から保険給付が受けられる場合にも、日本の労災保険の保険給付との間の調整を行う必要はない。

C ○ 労災則46条16項

設問のとおり。卸売業、サービス業を主たる事業とする事業主については、常時100人以下の労働者を使用する事業主である。

D × 労災法33条、労災則46条の26

「厚生労働大臣が定める基準」ではなく「厚生労働省労働基準局長が定める基準」である。なお、特別加入制度の趣旨はその業務の実情、災害の発生状況等に照らし実質的に労働基準法の適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し労災保険を適用しようとするものである。そのため、中小事業主等の特別加入者が事業主の立場において行う事業主本来の業務、たとえば、法人等の執行機関として出席する株主総会、役員会、事業主団体等の役員、構成員として出席する事業主団体の会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、親会社等のゴルフ接待等）に出席する行為は、労働者が行う業務に準じた業務ということではできないので、業務遂行性は認められない。したがって、たとえば、中小事業主が商談、集金等のため外出し、途中で事業主団体等の会議に役員、構成員として出席する場合は、商談、集金等の業務行為が終了した時点で業務遂行性は失われる。

E × 労災法35条5項

一人親方等の特別加入期間中に生じた事故に係る保険給付を受ける権利は、これらの者が当該団体から脱退すること等によってその特別加入者たる地位が消滅した場合であっても、変更されないが、この保険給付を受ける権利については、現に発生している保険給付のみならず、当該事故により将来において発生し得べき保険給付を受ける権利も含まれる。

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 〔問 8〕 | 正解 B | 保険関係の成立と消滅 |
|-------|------|------------|

- A × 徴収法4条の2  
「属する月の翌月10日」ではなく、「成立した日から10日以内」である。
- B ○ 徴収法4条の2第1項、徴収則1条1項3号  
設問のとおり。なお、一元適用事業であって労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないもの（雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業を除く。）に関する保険関係成立届の提出先は、所轄労働基準監督署長である。
- C × 整備法5条2項  
労働者4人のうち、2人が加入を希望しても、事業主は労災保険の任意加入の申請をする義務はない。労働者の「過半数」が加入を希望するときは、事業主は、労災保険の任意加入の申請をしなければならないとされている。
- D × 徴収法8条1項  
徴収法8条1項では、「厚生労働省令で定める事業〔建設の事業〕が数次の請負によって行われる場合には、この法律〔労働保険徴収法〕の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする」とされているため、「元請負人は、その請負に係る事業については、下請負をさせた部分を含め、そのすべてについて事業主として保険料の納付の義務を負う」が、「労働関係の当事者として下請負人やその使用する労働者に対して使用者」となるわけではない。
- E × 徴収法8条2項、徴収則9条  
下請負事業の分離が行われるための下請負事業の規模要件は、概算保険料の額に相当する額が160万円以上であるか「又は」請負金額が1億8,000万円以上である場合である。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 9】 | 正解 D | メリット制 |
|-------|------|-------|

A × 徴収法12条3項

100分の85を超え、又は「100分の75以下」である。なお、「3保険年度」、「3月31日」、「3年以上」というキーワードもしっかり押さえておくこと。

B × 徴収法12条3項

「次の保険年度」ではなく、「次の次の保険年度」である。

C × 徴収法20条3項、徴収則35条4項、38条5項

「納付書」ではなく「納入告知書」により通知をする。

D ○ 徴収法12条の2、徴収則20条の2

設問のとおり。「労働者数」についての要件は、安全又は衛生を確保するための厚生労働省令で定める措置が講じられた保険年度において満たしていればよく、連続する3保険年度のすべてにおいて満たしている必要はない。

E × 徴収法12条3項、徴収則18条の2

継続事業（一括有期事業を含む。）に係るメリット収支率を算定する基礎となる保険給付及び特別支給金の額には、複数業務要因災害及び通勤災害に係るものは含まれない。なお、業務災害に係るものであっても、次の①～④は、計算基礎に含めない。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺族補償一時金（いわゆる失権差額一時金）及び当該遺族補償一時金の受給権者に支払われる遺族特別一時金</li> <li>② 障害補償年金差額一時金及び障害特別年金差額一時金</li> <li>③ 特定疾病にかかった者に係る保険給付の額及び特別支給金の額</li> <li>④ 第3種特別加入者のうち、海外派遣者の特別加入に係る海外の事業により業務災害が生じた場合に係る保険給付の額及び特別支給金の額</li> </ul> |
|--|

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 〔問 10〕 | 正解 C | 総合問題 |
|--------|------|------|

アとイとオの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア ○ 徴収法12条2項、昭和62年発労徴6号・基発59号

設問のとおり。個々の事業に対する労災保険率の適用については、その事業における主たる作業の態様、種類、内容等に基づき、「労災保険率適用事業細目表」により事業の種類を決定し、労災保険率表（労災則別表第1）による労災保険率を適用している。労働者派遣事業に係る労災保険率の適用についても、派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき事業の種類を決定することとし、この場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により判断することとしている。なお、労働者派遣事業と他の事業を一つの事業として併せて行う事業であって適用上一の事業として扱われるものについては、その主たる業態に基づき事業の種類を決定している。

イ ○ 徴収法12条5項・6項

設問のとおり。なお、厚生労働大臣は、この規定により失業等給付費等充当徴収保険率を変更するに当たっては、雇用保険法に規定する被保険者の雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする（徴収法12条7項）。

ウ × 徴収法11条2項、徴収則12条、13条

注文者等から工事用物の支給を受け又は機械器具等の貸与を受けた場合には、請負代金の額に支給された物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額が加算された額が請負金額となるが、「機械装置の組立て又は据付けの事業」にあつては、機械装置（工事用物）の価額は請負代金の額には加算しない。当該請負代金の額に機械装置の価額が含まれている場合には、請負代金の額からそれらの機械装置の価額を差し引いた額を請負金額とする。

エ × 徴収則38条の2

「所轄都道府県労働局長」を「所轄都道府県労働局歳入徴収官」とすれば正しくなる。なお、政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる（徴収法21条の2第1項）。

オ ○ 徴収法33条4項、徴収則67条2項

設問のとおり。厚生労働大臣は、労働保険事務組合が労働保険事務の処理を怠ったときは、労働保険事務組合の認可を取り消すことができるが、この認可の取消しの権限は所轄都道府県労働局長に委任されている。

雇用保険法（択一式・解答解説）  
 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目           | 難易度 |
|--------|----|----------------|-----|
| 〔問 1〕  | C  | 総則等            | A   |
| 〔問 2〕  | C  | 一般被保険者の求職者給付   | B   |
| 〔問 3〕  | C  | 一般被保険者以外の求職者給付 | B   |
| 〔問 4〕  | B  | 就職促進給付・教育訓練給付  | B   |
| 〔問 5〕  | C  | 育児休業等給付        | B   |
| 〔問 6〕  | E  | 総合問題           | B   |
| 〔問 7〕  | D  | 総合問題           | B   |
| 〔問 8〕  | C  | 確定保険料          | A   |
| 〔問 9〕  | C  | 印紙保険料          | B   |
| 〔問 10〕 | A  | 総合問題           | A   |

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

雇用保険法（解答解説）  
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。）

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 【問 1】 | 正解 C | 総則等 |
|-------|------|-----|

A × 雇用法4条3項

「離職」ではなく「失業」の定義である。一方、「離職」とは、被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。なお、「職業に就くことができない状態」とは、公共職業安定所が受給資格者の求職申込みに応じて最大の努力をしたが就職させることができず、また、本人の努力によっても就職できない状態をいう。

B × 雇用法4条4項、行政手引50502

休業補償の額が平均賃金の60%を超えた場合については、その超えた額を含めて賃金とは認められない。

C ○ 雇用法4条1項、行政手引20352

設問のとおり。

D × 雇用法6条、行政手引20605

被保険者は、日雇労働被保険者を除き、労働条件の変更等により、1週間の所定労働時間が20時間未満となった場合には、当該事実のあった日において被保険者資格を喪失する。なお、一般被保険者が、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件に復帰することを前提として、臨時的・一時的に1週間の所定労働時間が20時間未満となる場合には、被保険者資格を喪失させず、被保険者資格を継続させる。

E × 雇用則145条

「代理人選任・解任届」を提出する際の当該代理人が使用すべき認印の印影の届け出は廃止された。令和2年12月25日付けの改正等に伴い、事業主及び申請者の押印は、主な雇用保険関係の申請・届出において廃止されたが、一部の申請・届出では押印欄が存続していた。令和5年10月1日付けの改正等に伴い、押印不要となる手続きの範囲をさらに広げ、雇用保険関係では「日雇労働被保険者手帳に貼付する雇用保険印紙の消印に使用する認印」などの日雇労働関係で押印が必要となる手続きを除き、廃止された。

|       |      |              |
|-------|------|--------------|
| 【問 2】 | 正解 C | 一般被保険者の求職者給付 |
|-------|------|--------------|

A × 雇用法26条1項、雇用則40条1項、行政手引52408・52409

その移転について「特別の理由がある」場合には、広域延長給付を受けることができる。なお、移転について「特別の理由」があると認定されるのは、下記の場合である。

- ① 家族が指定地域内に居住しており、家計の都合上その家族と同居することを余儀なくされるに至ったため、指定地域内に移転した場合（→家計の都合上というのは単に経済的な理由のみでなく、例えば、本人に兄弟がないために、父母を扶養しなければならない場合等のように家族と同居することが家庭の都合上必要とされる場合等も含まれる。）
- ② 社宅に入居している者が離職に伴い住所の変更を余儀なくされ、他の地域に住宅を求めることができないため、指定地域内に移転した場合
- ③ 指定地域内に居住している本人の家族が病気等のためやむを得ず指定地域内に移転した場合あるいは本人の勤務先の事業所が閉鎖したこと等の事情で本人の親元である指定地域内に移転したような場合であって、本人の家庭事情あるいは個人的事情等からみて、その移転が客観的にやむを得ないものと認められる場合

B × 雇用法22条3項

介護休業給付金の支給に係る休業期間は、算定基礎期間に含まれる。なお、育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給に係る休業期間は、算定基礎期間に含まれない。

C ○ 雇用法24条1項、雇用令4条2項、行政手引52353

設問のとおり。ただし、当該待期手当の受給が不正受給に該当する場合は返還させる。

D × 雇用法23条1項2号

「330日」ではなく「270日」である。なお、算定基礎期間が20年以上の場合、所定給付日数が330日となる。

E × 雇用法19条3項、雇用則29条1項

設問の届出は、自己の労働によって収入を得るに至った日の後における「最初の失業の認定日」に、失業認定申告書によって行わなければならない。なお、管轄公共職業安定所の長は、届出をしない受給資格者について自己の労働による収入があったかどうかを確認するために調査を行う必要があると認めるときは、失業の認定日において失業の認定をした日分の基本手当の支給の決定を次の基本手当を支給すべき日（支給日）まで延期することができる。

|       |      |                |
|-------|------|----------------|
| 【問 3】 | 正解 C | 一般被保険者以外の求職者給付 |
|-------|------|----------------|

アとイとエの三つが誤っているため、Cが正解となる。

ア × 雇用法37条の3第2項、行政手引54131

高年齢受給資格者が、高年齢求職者給付金の支給を受けることなく就職した後、当初の離職の日の翌日から起算して1年以内に再離職した場合には、新たに高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除き、元の高年齢受給資格に基づき、高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。

イ × 雇用法39条1項、雇用法附則3条、行政手引55104

賃金支払基礎日数はその暦月において合算して計算するので、設問の場合であっても、被保険者期間は「1か月」として計算する。

ウ ○ 雇用法42条、43条、雇用則74条、行政手引90251、90252、90301、90302

設問のとおり。日雇労働被保険者資格継続の認可申請は、原則として事業主を経由して申請することとされている。なお、日雇労働被保険者の資格継続の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなった「最初の月」に離職し、失業した場合には、その失業した月の間については、その者は日雇労働被保険者とみなされ、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

エ × 雇用法37条の4第5項、行政手引54131

高年齢求職者給付金の受給期限は離職の日の翌日から起算して1年を経過する日である。当該1年間に疾病又は負傷等により引き続き30日以上職業に就くことができない期間があっても、受給期限の延長は認められない。

オ ○ 雇用法50条2項、行政手引90502

設問のとおり。「不就労日」とは、必ずしも失業していた日であることを要しないから、その日については労働の意思、能力を問う必要はなく、単に職業に就かなかったというだけでよい。したがって、紹介拒否を行ったため給付制限が行われた場合の給付制限期間中の日や健康保険法の日雇特例被保険者として傷病手当金を受けている場合であっても「不就労日」として取り扱う。

|       |      |               |
|-------|------|---------------|
| 〔問 4〕 | 正解 B | 就職促進給付・教育訓練給付 |
|-------|------|---------------|

A × 雇用法56条の3第3項1号、雇用則83条の2

「10分の3」を「10分の2」にすると正しい記述となる。なお、再就職手当を受給した者のうち同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6か月間以上雇用される者であって、就業促進定着手当の支給を受けようとするときは、同日から起算して6か月目に当たる日の翌日から起算して2か月以内に、所定の書類及び受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、所定の書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）就業促進定着手当支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

B ○ 雇用法56条の3第3項1号

設問のとおり。なお、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の2未満であるものに係る再就職手当の額は、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に「10分の6」を乗じて得た額である。

| 支給残日数               | 再就職手当の額               |
|---------------------|-----------------------|
| 所定給付日数の3分の1以上3分の2未満 | 基本手当日額<br>×支給残日数×6/10 |
| 所定給付日数の3分の2以上       | 基本手当日額<br>×支給残日数×7/10 |

C × 雇用則100条の2、100条の3

「当該費用の額に100分の40を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円）」ではなく「当該費用の額に100分の20を乗じて得た額（その額が10万円を超えるときは、10万円）」である。なお、受給資格者等は、短期訓練受講費の支給を受けようとするときは、当該短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了した日の翌日から起算して1か月以内に、所定の書類及び受給資格者証等を添えて（受給資格者、高年齢受給資格者又は特例受給資格者がそれぞれ受給資格通知、高年齢受給資格通知又は特例受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、所定の書類の添付に併せて個人番号カードを提示して）求職活動支援費（短期訓練受講費）支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない（雇用則100条の4）。

D × 雇用法附則11条の2第1項、雇用則附則25条、26条

「40歳以上の者」ではなく、「45歳以上の者」である。教育訓練支援給付金は、一定の要件に該当する45歳未満の離職者であって、初めて専門実践教育訓練給付金を受給する者に対し、専門実践教育訓練の受講中の失業の認定を受けた日について支給する。

E × 雇用法60条の2第4項、雇用則101条の2の7第3号、101条の2の8の第3号

特定一般教育訓練を受け、修了し、当該特定一般教育訓練に係る資格の取得等をし、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者（特例高年齢被保険者を除く。）として雇用された者に支給される教育訓練給付金の額は、当該教育訓練の受講のために支払った費用の額の「100分の50」を乗じて得た額（その額が「25万円」を超えるときは、「25万円」）である。

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 【問 5】 | 正解 C | 育児休業等給付 |
|-------|------|---------|

アとイとウの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア ○ 雇用法61条の7第8項、雇用則101条の27

設問のとおり。被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者が当該子の1歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、当該子の1歳2か月に満たない子を養育するための休業をした場合において、原則として、その休業を開始した日前の2年間にみなし被保険者期間が通算して12か月以上あるときに、支給単位期間について支給する。ただし、当該被保険者の育児休業開始予定日が、①当該子の1歳に達する日の翌日後である場合、②当該被保険者の配偶者の育児休業の初日前である場合は、支給対象とはならない。

イ ○ 雇用法61条の8第1項、行政手引59503

設問のとおり。また、同一の子について当該被保険者が3回以上の出生時育児休業をした場合における3回目以後の出生時育児休業も、出生時育児休業給付金の支給対象となる出生時育児休業には含まれない。

ウ ○ 雇用法61条の10第6項、行政手引60006

設問のとおり。ただし出生時育児休業給付金又は育児休業給付金の減額調整の結果、これらの給付金の支給がなくなった場合は、出生後休業支援給付金は支給しない。

エ × 雇用法61条の12第1項

「3歳に満たない子」を「2歳に満たない子」に直せば正しい記述になる。

オ × 雇用法61条の12第6項

「100分の75」を「100分の90」に、「100分の25」を「100分の10」に直せば正しい記述になる。なお、「育児時短就業開始時賃金日額」の上限は、離職の日において30歳以上45歳未満である受給資格者に係る賃金日額の上限額が適用される。また、育児時短就業給付金の額として算定された額が賃金日額の下限額（2,869円）の100分の80に相当する額（2,295円）を超えないときは、当該支給対象月について、育児時短就業給付金は、支給されない。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 6】 | 正解 E | 総合問題 |
|-------|------|------|

A ○ 雇用法8条、9条、37条の5第1項・2項、マルチジョブホルダー業務取扱要領1360

設問のとおり。特例高年齢被保険者としての被保険者資格の取得及び喪失は、本人からの申出を契機として行われるもの（雇用法37条の5第1項及び第2項）であるため、雇用法8条の規定に基づく確認の請求を行うことはできない。なお、日雇労働被保険者も、確認の請求を行うことができない。

B ○ 行政手引53103

設問のとおり。未支給失業等給付のうち、死亡者が、死亡したため所定の認定日に安定所に出頭し失業の認定を受けることができなかった基本手当については、当該未認定の日について失業の認定をした上支給される。したがって、次に掲げる日等本来受給資格者が死亡していなくても失業の認定を受けることができない日については支給されない。

① 雇用法21条の待期中の日

② 雇用法32条1項若しくは2項又は同法33条1項の規定により基本手当を支給しないこととされた期間中の日

③ 雇用法19条の規定により基本手当を支給しないこととされた日

C ○ 雇用則17条の2

設問のとおり。

D ○ 雇用則6条9項

設問のとおり。令和2年4月1日から特定法人にあっては、下記の届出等については電子情報処理組織を使用して提出することにより行うものとされている。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

①被保険者資格取得届、②被保険者資格喪失届、③被保険者転勤届、④高年齢雇用継続給付支給申請、⑤育児休業等給付支給申請（④・⑤については、事業主を経由して提出する場合に限る。）

E × 雇用法69条2項

「2か月」ではなく「3か月」である。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 7】 | 正解 D | 総合問題 |
|-------|------|------|

A ○ 雇用法36条1項、雇用則57条1項

設問のとおり。基本手当の支給対象となる日には、自己の労働による収入があったため基本手当が減額計算により支給されないことになった日も含むものとされており、当該日については、受講手当が支給される。

B ○ 雇用法50条1項

設問のとおり。なお、印紙保険料納付枚数と支給日数は下記の通りである。

| 印紙保険料の納付枚数 | 支給日数 |
|------------|------|
| 26枚～31枚    | 13日  |
| 32枚～35枚    | 14日  |
| 36枚～39枚    | 15日  |
| 40枚～43枚    | 16日  |
| 44枚以上      | 17日  |

C ○ 雇用法60条の2第2項

設問のとおり。基本手当等の支給の有無は、支給要件期間の通算には影響しない。教育訓練給付金の支給要件期間とは、支給となる教育訓練を開始した日（基準日）までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（高年齢雇用継続被保険者を除く。）として雇用された期間をいうが、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間とする。

D × 雇用法61条2項、行政手引59311

高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が、被保険者資格喪失後、基本手当の支給を受けずに、1年以内に雇用され被保険者資格を再取得したときは、新たに取得した被保険者資格についても引き続き高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者となり得る。この場合、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格者が、被保険者資格を喪失した後の1回目の再取得についてのみならず、2回目以降の再取得についても、設問の要件に該当すれば引き続き高年齢雇用継続基本給付金受給資格者となり得る。

E ○ 雇用法6条、行政手引20555

設問のとおり。例えば、季節的業務に3か月契約で雇用された者が引き続き雇用されるに至った場合は、4か月目の初日から被保険者資格を取得する。ただし、当初定められた期間を超えて引き続き雇用される場合であっても、当初の期間と新たに予定された雇用期間が通算して4か月を超えない場合には、被保険者資格を取得しない。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 〔問 8〕 | 正解 C | 確定保険料 |
|-------|------|-------|

A ○ 徴収則38条1項・2項2号

設問のとおり。なお、「概算保険料申告書」は、一元適用事業で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しない事業についての一般保険料に係るものであって、保険関係成立届に併せて、健康保険法及び厚生年金保険法の新規適用届と雇用保険法の適用事業所設置届を統一様式を用いて提出する場合には、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は「所轄公共職業安定所長」を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することができる。

B ○ 徴収法15条、19条、様式第6号

設問のとおり。労働保険の保険料は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて1枚の申告書にて申告・納付する。

C × 徴収法11条2項、19条1項1号、昭和24年基災収5178号

保険年度中に使用した労働者に支払うことが具体的に確定した賃金であれば、その保険年度内に現実に支払われていないものや、その保険年度中に所定支払日があるのに支払いが遅延して次の保険年度にわたり未払いの状態にある賃金も含まれる。

D ○ 徴収法19条、徴収則1条3項1号、38条2項7号

設問のとおり。二元適用事業に係る第1種特別加入保険料については、納付すべき確定保険料があると否とにかかわらず、「所轄労働基準監督署長」を経由して所轄都道府県労働局歳入徴収官に提出することができる。

E ○ 徴収法19条6項、徴収則1条3項1号、36条2項

設問のとおり。還付の請求は、労働保険料還付請求書を、官署支出官又は所轄都道府県労働局資金前渡官吏に提出することによって行わなければならないが、下記の労働保険料に係る労働保険料還付請求書にあっては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長を経由して官署支出官又は所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局資金前渡官吏に提出することによって行わなければならない。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一元適用事業であって、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託しないものについての一般保険料</li> <li>② 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業についての一般保険料</li> <li>③ 二元適用事業についての第1種特別加入保険料</li> <li>④ 第2種特別加入保険料</li> <li>⑤ 第3種特別加入保険料</li> </ul> |
|---|

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 〔問 9〕 | 正解 C | 印紙保険料 |
|-------|------|-------|

アとウとエの三つが誤っているため、Cが正解となる。

ア × 徴収則43条2項

設問の場合、買戻し期限の制限はない。買戻しの申出ができる場合とは、次の①から③であり、買戻し期限の制限があるのは③の場合だけである（雇用保険印紙が変更された日から6か月）。なお、①・②に該当するときは、雇用保険印紙購入通帳に、その事由に該当することについて、あらかじめ所轄公共職業安定所長の確認が必要となる（徴収則43条3項）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用保険に係る保険関係が消滅したとき（保有する雇用保険印紙の等級に相当する賃金日額の日雇労働被保険者を使用しなくなったときを含む。）</li> <li>② 日雇労働被保険者を使用しなくなったとき</li> <li>③ 雇用保険印紙が変更されたとき</li> </ul> |
|---|

イ ○ 徴収法46条

設問のとおり。

ウ × 徴収法25条2項

認定決定された印紙保険料に係る追徴金については、政府によって決定された印紙保険料の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の「100分の25」に相当する額である。印紙保険料以外の労働保険料に係る追徴金（100分の10相当額）に比し高い額とされているのは、印紙保険料の納付を怠ることは、罰則の適用があることとあわせ、他の労働保険料の場合より違法性ないし懲罰性が大きいものと判断されているからである。

エ × 徴収法25条2項、徴収則38条3項2号、昭和62年労徴発19号

認定決定された印紙保険料については、現金により、日本銀行又は所轄都道府県労働局収入官吏に納付しなければならない。雇用保険印紙により納付することはできない。

オ ○ 徴収則52条

設問のとおり。なお、納付計器に係る都道府県労働局歳入徴収官は、設問の規定により事業主から印紙保険料納付計器の提示を受けたときは、当該印紙保険料納付計器の封の解除その他必要な措置を講じなければならない。

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 〔問 10〕 | 正解 A | 総合問題 |
|--------|------|------|

A ○ 徴収法32条1項、徴収則60条1項

設問のとおり。また、月給制で毎月賃金を支払う場合に、1年間分の保険料を全額控除したり、毎月控除せずに1か月おきに2か月分に相当する額をまとめて控除することはできない。

B × 徴収法11条、整備省令17条1項

「当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する」である。「当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして一般保険料の額を算定する」とは、労災保険分と雇用保険分とを別々に計算して、その合計額を一般保険料の額とするという意味である。一元適用事業であるので、「一般保険料の納付」について、それぞれ二つの事業ごとに処理するのではない。

C × 徴収法15条、徴収則38条2項6号

「一元適用事業」についての第1種特別加入保険料の概算保険料申告書の提出は、「日本銀行」を経由して行うことができるが、「所轄労働基準監督署長」を経由して行うことはできない。

D × 徴収法31条1項

被保険者は、一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額「から当該額に相当する額に二事業率<sup>※</sup>を乗じて得た額を減じた額」の2分の1の額を負担する。なお、事業主は、上記の額「及び当該額に相当する額に二事業率を乗じて得た額」を負担する。事業主と被保険者の負担が同額となっているわけではない。

※二事業率とは、「二事業費充当徴収保険率」を「雇用保険率」で除して得た率をいう。

E × 徴収則65条、78条3項

「定款」に変更があったときは、その変更があった翌日から起算して14日以内に、変更の届出が必要であるが、「最近の財産目録」又は「貸借対照表」及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類の変更については、変更の届出は必要ない。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識（択一式・解答解説）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目           | 難易度 |
|--------|----|----------------|-----|
| 〔問 1〕  | D  | 労働統計           | B   |
| 〔問 2〕  | B  | 労働関係法令         | B   |
| 〔問 3〕  | E  | 労働関係法令         | B   |
| 〔問 4〕  | C  | パートタイム・有期雇用労働法 | B   |
| 〔問 5〕  | A  | 社会保険労務士法       | A   |
| 〔問 6〕  | D  | 国民健康保険法        | A   |
| 〔問 7〕  | D  | 船員保険法          | B   |
| 〔問 8〕  | A  | 児童手当法          | A   |
| 〔問 9〕  | E  | 介護保険法          | A   |
| 〔問 10〕 | C  | 社会保険関係法規全般     | B   |

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが 7 割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識（解答解説）

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 〔問 1〕 | 正解 D | 労働統計 |
|-------|------|------|

- A × 令和6年就労条件総合調査（厚生労働省）  
「鉱業、採石業、砂利採取業」が71.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が70.7%となっている。最も低い産業の記述は正しい。
- B × 令和6年就労条件総合調査（厚生労働省）  
「専門業務型裁量労働制」と「事業場外みなし労働時間制」の記述が逆になっている。正しくは、「事業場外みなし労働時間制」が13.3%、「専門業務型裁量労働制」が2.2%、「企画業務型裁量労働制」が1.0%である。
- C × 令和6年就労条件総合調査（厚生労働省）  
最も高いのは「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」で57.6%となっている。なお、「当該制度を知らなかったため」の企業割合は18.7%となっている。
- D ○ 令和6年就労条件総合調査（厚生労働省）  
設問のとおり。
- E × 令和6年就労条件総合調査（厚生労働省）  
労働者別にみると「1か月単位の変形労働時間制」が最も多いが、企業規模別に見ると「1年単位の変形労働時間制」が最も多い。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 〔問 2〕 | 正解 B | 労働関係法令 |
|-------|------|--------|

A ○ 労働施策総合推進法27条の2第1項

設問のとおり。令和3年4月1日から、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、中途採用比率の公表が義務づけられた。

B × 労働施策総合推進法28条1項

「届け出るよう努めなければならない」ではなく「届け出なければならない」である。なお、具体的な届出の時期は次のようにされている。

① 外国人雇用状況の届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあっては当該事実のあった日の属する月の翌月10日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあっては当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

② 雇用保険の被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、①の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

C ○ 労働契約法7条、平成24年基発0810第2号

設問のとおり。労働契約法7条の「就業規則」には、常時10人以上の労働者を使用する使用者以外の使用者が作成する労基法89条では作成が義務付けられていない就業規則も含まれる。

D ○ 同一労働同一賃金ガイドライン（平成30年厚労告430号）

設問のとおり。役職手当であって、役職の内容に対して支給するものについて、通常の労働者と同一の内容の役職に就く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の役職手当を支給しなければならない。また、役職の内容に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた役職手当を支給しなければならないが、設問は「問題とならない」例として紹介されている。なお、「役職手当について、役職の内容に対して支給しているA社において、通常の労働者であるXの役職と同一の役職名であって同一の内容の役職に就く有期雇用労働者であるYに、Xに比べ役職手当を低く支給している」のは、「問題となる例」として紹介されている。

E ○ 最低賃金法4条3項1号・2号

設問のとおり。最低賃金の対象となる賃金には、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナス）や所定労働時間以外の労働に対する賃金（残業手当）は含まれない。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 3】 | 正解 E | 労働関係法令 |
|-------|------|--------|

A × 育児・介護休業法9条の5第2項

「就業規則」ではなく「労使協定」である。なお、厚生労働省令で定める範囲内とは、下記とおりである。

就業日数等の上限（育児・介護休業則21条の17）

- ① 就業させることとした日（就業日）の合計日数が、出生時育児休業期間の所定労働日数の2分の1以下（1日未満の端数切り捨て）
- ② 就業日の労働時間の合計が出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の2分の1以下
- ③ 出生時育児休業開始予定日とされた日又は出生時育児休業終了予定日とされた日を就業日とする場合は、当該日の労働時間数は当該日の所定労働時間数未満

B × 労働者派遣法40条の3

派遣可能期間を延長した場合であっても、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における「同一の組織単位」ごとの業務について、派遣元事業主から3年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣（労働者派遣の役務の提供を受ける期間に制限がないものを除く。）の役務の提供を受けてはならない。なお、派遣可能期間を延長した場合には、「組織単位」を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けることは可能である。

C × 障害者雇用促進法78条、障害者雇用促進則37条

「常時50人以上」ではなく「常時40人以上」である。また、選任するように努めなければならない「努力義務」となっている。

D × 女性活躍推進法8条1項

「300人」ではなく「100人」である。令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大された。

E ○ 職業安定則4条の2第6項

設問のとおり。平成30年の改正により新設された規定である。なお、従事すべき業務の内容等のうち、書面の交付等の方法により明示しなければならない事項に、「試みの使用期間に関する事項」が追加された。

|       |      |                |
|-------|------|----------------|
| 【問 4】 | 正解 C | パートタイム・有期雇用労働法 |
|-------|------|----------------|

A × パートタイム・有期雇用労働法11条1項

「実施しなければならない」である。なお、設問以外の教育訓練については、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間・有期雇用労働者に対して教育訓練を実施するように努めるものとしてされている。

B × パートタイム・有期雇用労働法17条

「選任しなければならない」ではなく、「選任するように努めるものとする」である。義務規定ではなく、努力義務規定となっている。

C ○ パートタイム・有期雇用労働法9条

設問のとおり。これを「均等待遇」という。

D × 同一労働同一賃金ガイドライン（平成30年厚労告430号）

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の通勤手当及び出張旅費を支給しなければならないが、設問は「問題とならない」例とされている。また、A社においては、本社の採用である労働者に対しては、交通費実費の全額に相当する通勤手当を支給しているが、それぞれの店舗の採用である労働者に対しては、当該店舗の近隣から通うことができる交通費に相当する額に通勤手当の上限を設定して当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給しているところ、店舗採用の短時間労働者であるXが、その後、本人の都合で通勤手当の上限の額では通うことができないところへ転居してお通い続けている場合には、当該上限の額の範囲内で通勤手当を支給していることも、問題とならない例とされている。

E × パートタイム・有期雇用労働法12条

「利用の機会を与えるように配慮しなければならない」ではなく「利用の機会を与えなければならない」である。なお、令和2年3月31日までは、「利用の機会を与えるように配慮しなければならない」（配慮義務規定）とされていたが、令和2年4月1日からは、義務規定とされた。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 【問 5】 | 正解 A | 社会保険労務士法 |
|-------|------|----------|

A × 社労士法14条の9第1項

「2年」以上継続して所在が不明である場合に登録を取り消すことができるとされている。

B ○ 社労士法2条2項、14条の11の3第1項

設問のとおり。なお、社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記（「紛争解決手続代理業務の付記」という。）を受けようとするときは、付記申請書を厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して全国社会保険労務士会連合会に提出しなければならない。

C ○ 社労士法2条1項1号の3、昭和61年庁保発40号

設問のとおり。後半部分は「事務代理」である。事務代理と提出代行との相違は、提出代行が申請書、届出書、報告書その他の書類（「申請書等」という。）の提出手続に関して行政機関等に事実上の説明補正等を行い得るにとどまるのに対して、事務代理は社会保険労務士が本人（当該社会保険労務士に対して代理権限を与えた者をいう。）に代わって申請等を行うものであるから、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得るものである。

D ○ 社労士法16条、32条～38条

設問のとおり。なお、社会保険労務士法15条（不正行為の指示等の禁止）に違反した場合には、3年以下の懲役又は200万円以下の罰則という社会保険労務士法上最も重い罰則が設けられている。

E ○ 社労士法18条1項

設問のとおり。一方、社会保険労務士法人は、事務所を2以上設けることができる。なお、社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士法2条（社会保険労務士の業務）に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない（同法18条2項）。

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 【問 6】 | 正解 D | 国民健康保険法 |
|-------|------|---------|

A ○ 国保法2条1項

設問のとおり。なお、国保法56条1項において、労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けることができる場合等には、行わないとしている。

B ○ 国保法72条の3の3、国保令29条の7第5項8号・9号

設問のとおり。なお、市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。また、その繰入金は、国が2分の1、都道府県が4分の1を負担するとされている。

C ○ 国保法4条1項

設問のとおり。

D × 国保法60条

「その全部又は一部を行わないことができる」ではなく「行わない」である。なお、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる(国保法61条)。

E ○ 国保法4条3項

設問のとおり。なお、国保法4条2項では、「都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。」と規定している。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 7】 | 正解 D | 船員保険法 |
|-------|------|-------|

A × 船員保険法14条6号

疾病任意継続被保険者が75歳となり後期高齢者医療の被保険者となった場合は、その日に疾病任意被保険者の資格を喪失する。

B × 船員保険法12条

被保険者は、死亡した日又は船員として船舶所有者に使用されなくなるに至った日の翌日（その事実があった日に更に船員として船舶使用者に使用され被保険者となったときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。

C × 船員保険法4条1項

船員保険法は、健康保険法による全国健康保険協会が管掌する。なお、船員保険制度の運営にあたっては、全国健康保険協会本部に船員保険部を設置し、「協会けんぽ」の事業とは経理を区分するとともに、制度の運営に船舶所有者及び被保険者の意見を適切に反映させる目的で「船員保険協議会」が設置されている。

D ○ 船員保険法95条

設問のとおり。なお、行方不明の期間が1月未満であるときは行方不明手当金は支給されない。

E × 船員保険法69条5項

傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から通算して3年間とされている。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 8】 | 正解 A | 児童手当法 |
|-------|------|-------|

A ○ 児童手当法3条1項

設問のとおり。また、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする（児童手当法3条2項）。

B × 児童手当法8条4項

児童手当は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。

C × 児童手当法3条1項、4条1項

児童手当の支給対象年齢が改正により「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とされた。

D × 児童手当法9条3項

「その事由が生じた日の属する月」ではなく「その事由が生じた日の属する月の翌月」である。

E × 児童手当法15条、16条

前半は正しいが、後半も「租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない」と規定されている。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 9】 | 正解 E | 介護保険法 |
|-------|------|-------|

A ○ 介護保険法4条1項

設問のとおり。また、国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする規定されている。

B ○ 介護保険法5条1項

設問のとおり。なお、「都道府県」は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならないと規定されている。

C ○ 介護保険法79条の2第1項

設問のとおり。

D ○ 介護保険法8条25項

設問のとおり。

E × 介護保険法15条2項

介護認定審査会の委員は、「市町村長」が任命する。

|        |      |            |
|--------|------|------------|
| 【問 10】 | 正解 C | 社会保険関係法規全般 |
|--------|------|------------|

A ○ 国保法6条8号

設問のとおり。高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者は、適用除外であり、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者にならない。

B ○ 高齢者医療確保法5条

設問のとおり。また、高齢者医療確保法6条では、医療の担い手等の責務として、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手並びに医療法1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者及び管理者は、前3条に規定する各般の措置、施策及び事業に協力しなければならない。」と規定している。

C × 介護保険法27条、介護保険則38条

「令和7年4月10日から同年9月30日まで」ではなく「令和7年4月10日から同年10月31日まで」である。

① 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

② 要介護認定（初回）の有効期間は、次の(イ)及び(ロ)を合算した期間（要介護認定が効力を生じた日が月の初日である場合にあっては(ロ)の期間）となる。

(イ) 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間

(ロ) 6か月間（市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間（6か月間を除く。））

D ○ 社審法5条の2

設問のとおり。審査請求の取下げについては、特別な委任を受けた場合に限り、代理人でも行うことができる。

E ○ 船員保険法93条、96条

設問のとおり。なお、行方不明の期間が1か月未満であるときは、行方不明手当金は支給されない。

## 健康保険法（択一式・解答解説）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目              | 難易度 |
|--------|----|-------------------|-----|
| 〔問 1〕  | D  | 総則・適用事業所・保険者・適用除外 | A   |
| 〔問 2〕  | C  | 任意継続被保険者          | B   |
| 〔問 3〕  | C  | 被扶養者              | A   |
| 〔問 4〕  | A  | 標準報酬等             | B   |
| 〔問 5〕  | A  | 療養の給付             | A   |
| 〔問 6〕  | D  | 保険給付              | B   |
| 〔問 7〕  | B  | 家族療養費・高額療養費       | B   |
| 〔問 8〕  | C  | 総合問題              | B   |
| 〔問 9〕  | A  | 国庫負担・国庫補助         | B   |
| 〔問 10〕 | E  | 総合問題              | B   |

難易度 — A B C の 3 段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが 7 割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

## 健康保険法（解答解説）

|       |      |                   |
|-------|------|-------------------|
| 〔問 1〕 | 正解 D | 総則・適用事業所・保険者・適用除外 |
|-------|------|-------------------|

A ○ 健保法33条1項・2項、健保則22条

設問のとおり。任意適用の取消の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、健康保険任意適用取消申請書に当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得たことを証する書類を添付し、機構又は地方厚生局長等に提出しなければならない。

B ○ 健保法35条、昭和16年社発1580号

設問のとおり。事実上の就職（適用事業所に使用されるに至った）と判断されるため在学中であっても被保険者として取り扱われる。

C ○ 健保法26条1項

設問のとおり。健康保険組合は設問に掲げられた理由により解散する。

D × 健保法36条、昭和25年保文発68号

被保険者が解雇され、当該解雇について係争中の場合であっても、事業主から資格喪失届が提出されたときは、一応資格を喪失したもものとして、当該喪失届を受理資格確認書の回収等の手続を行う。

E ○ 健保法53条の2、健保則52条の2

設問のとおり。被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるもの（※）を除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない（健保法53条の2）。

※ 法人における従業員（法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものとする（健保則52条の2）。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 【問 2】 | 正解 C | 任意継続被保険者 |
|-------|------|----------|

ウとエとオの三つが正しいため、Cが正解となる。

ア × 健保則43条

事業主ではなく「保険者」に提出しなければならない。なお、任意継続被保険者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、被保険者等記号・番号又は個人番号、氏名並びに生年月日を記載した申出書を保険者に提出しなければならない。

- ① 適用事業所に使用されるに至ったとき
- ② 船員保険の被保険者となったとき
- ③ 高齢者医療確保法50条2号の規定による認定を受けたとき

イ × 健保法38条6号

任意継続被保険者は、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、「その日」に任意継続被保険者の資格を喪失する。

ウ ○ 健保法38条3号、7号、令和3年事務連絡

設問のとおり。任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したときは、その翌日に、任意継続被保険者の資格を喪失することになる。設問のように、8月3日に資格喪失の申出が受理された場合は、9月1日が資格喪失日となるため、8月分の保険料納付は必要となる。この場合において、8月の保険料を納付期日（8月10日）までに納付しなかった場合、健保法38条3号の規定に基づき、8月の保険料の納付期日の翌日（8月11日）から資格を喪失することになる。

エ ○ 健保法37条2項

設問のとおり。

オ ○ 健保法3条4項、37条

設問のとおり。なお、正当な理由とは、天災地変、交通、通信関係のスト等により法定期間内に届出ができなかった場合をいう。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 3】 | 正解 C | 被扶養者 |
|-------|------|------|

A × 健保法3条7項

被保険者の配偶者の祖父母は、主として被保険者によって生計維持されていたとしても、その被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者になることができない。なお、被保険者の祖父母は、主として被保険者により生計を維持していることのみを条件に被扶養者となることができる。

B × 令和3年保保発0430第2号

年間収入の差額が、多い方の「1割以内」である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とすることとされている。なお、年間収入とは、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。

C ○ 健保法3条7項

設問のとおり。「父母」とは、実父母及び養父母をいう。

D × 昭和27年保文発3533号

曾孫については、「同一世帯要件」と「生計維持関係」の両方の要件が必要である。

E × 健保法3条7項、平成5年保険発15号・庁保発4号

年収には年金収入も含まれるため、認定対象者の年収は130万円以上となるので、被扶養者になることはできない。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 〔問 4〕 | 正解 A | 標準報酬等 |
|-------|------|-------|

A × 健保法40条2項

毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができるが、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の0.5を下回ってはならないとされている。なお、設問は厚生年金保険法における規定である。

B ○ 健保法3条5項、令和5年6月27日事務連絡

設問のとおり。永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断することとされている。

◆ 永年勤続表彰金における判断要件

|        |   |
|--------|---|
| ①表彰の目的 | 企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。 |
| ②表彰の基準 | 勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。   |
| ③支給の形態 | 社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。                                    |

C ○ 健保法40条1項

設問のとおり。なお、厚生年金保険法の標準報酬月額は第1級の88,000円から第32級の650,000円までである。

D ○ 健保法43条の3

設問のとおり。産前産後休業を終了した際の改定は、固定的賃金に変動がなく残業手当の減少によって報酬月額が変動した場合もその対象となるが、随時改定は、固定的賃金の変動や賃金体系の変更がなく、残業手当等の非固定的賃金だけが、著しく高低しただけでは、対象とならない。

E ○ 健保法3条5項・6項、平成30年保保発0730第1号・年管管発0730第1号

設問のとおり。なお、次期標準報酬月額の定時決定の際には、諸規定や支給実績を元に「賞与に係る報酬」又は「賞与」を判断し、「賞与に係る報酬額」については、支給実績から、諸規定による諸手当等の支給回数等の支給条件であったとすれば7月1日前1年間に受けたであろう賞与の額を算定し、その額を12で除して得た額となる。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 5】 | 正解 A | 療養の給付 |
|-------|------|-------|

A × 健保法63条、昭和37年保文発10148号

事業主が資格取得の届出を行う前に生じた事故であっても、遡って資格取得の確認が行われれば、保険事故として取り扱われる。したがって、療養の給付等の対象となる。

B ○ 健保法63条3項3号、昭和32年保険発123号

設問のとおり。

| 医療機関        | 療養の給付を受けられる者                  |
|-------------|-------------------------------|
| 保険医療機関・保険薬局 | すべての被保険者                      |
| 事業主医局       | その事業主が行う事業所の健康保険組合の組合員である被保険者 |
| 組合直営病院      | その健康保険組合の組合員である被保険者           |

なお、事業主医局、組合直営病院が、保険医療機関としての指定を受ければ、すべての被保険者が受給することができる。

C ○ 健保法63条1項、昭和27年保発56号

設問のとおり。なお、異常出産のために行われた医師の処置手術等の治療については、療養の給付の対象となる。

D ○ 健保法63条3項、健保則53条2項

設問のとおり。被保険者が70歳以上の一部負担金の適用を受ける場合（保険医療機関等、保険薬局等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認を受けることができる場合及び資格確認書（一部負担金の割合が記載され、又は記録されているものに限る。）を提出し、又は提示する場合を除く。）については、電子資格確認等に定める方法及び高齢受給者証を提出する方法とする。

E ○ 健保法84条2項ただし書

設問のとおり。いわゆる事業主医局については、一部負担金を徴収することを原則とするが、健康保険組合の規約で定めるところにより、一部負担金を減免することができる。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 6】 | 正解 D | 保険給付 |
|-------|------|------|

A × 健保法88条1項

被保険者が、「保険医療機関」の看護師から療養上の世話を受けたときは、訪問看護療養費が支給されるのではなく「療養の給付」が行われる。

B × 健保法87条1項、昭和18年保発796号

義手義足は、療養の過程において、その傷病の治療のため必要と認められる場合には療養費として支給されている。なお、症状固定後に装着した義肢の単なる修理に要する費用は療養費として支給しないものとされている。

C × 健保法110条2項

被扶養者が保険医療機関に入院した場合の食事療養については、入院時食事療養費ではなく、これも家族療養費として支給される。なお、被保険者が保険医療機関に入院した場合の食事療養については、入院時食事療養費が支給される。

D ○ 健保法97条、健保則80条、平成6年保険発119号

設問のとおり。なお、医学的管理が必要であると医師が判断した場合には、医師、看護師等付添人のうち、1人分の交通費については移送費の支給対象となる。

E × 健保法85条1項、平成18年厚労告92号

点滴による栄養補給は「療養の給付」に要する費用の算定対象となるため、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額は負担しない。

|       |      |             |
|-------|------|-------------|
| 【問 7】 | 正解 B | 家族療養費・高額療養費 |
|-------|------|-------------|

A × 健保法110条2項

被保険者が70歳未満の場合は収入にかかわらず、70歳以上の被扶養者の給付割合は一律100分の80である。

B ○ 健保令41条2項・3項、42条2項・3項

設問のとおり。まず、外来の高額療養費を算出する。外来療養の高額療養費算定基準額は18,000円のため、 $6,000円 + 35,000円 - 18,000円 = 23,000円$ となる。次に、18,000円と入院の一部負担額（43,000円）の合算額に対して全体として的高額療養費算定基準額である57,600円が適用されるので、 $18,000円 + 43,000円 - 57,600円 = 3,400円$ となる。したがって、 $3,400円 + 23,000円 = 26,400円$ が全体として的高額療養費の金額となる。

C × 健保法115条、健保令42条

70歳以上で市町村民税非課税者である場合、個人ごとの外来療養に係る高額療養費算定基準額は8,000円となるため、一部負担金の額が8,000円を超える場合は、その超える額が高額療養費として支給される。

D × 昭和48年庁保険発21号

同一月内であっても、管掌者が変わったときは、それぞれの管掌者ごとに、高額療養費の支給要件をみることになる。

E × 健保法115条、健保令42条、平成21年厚労告291号

70歳未満の被保険者で人工腎臓を実施する慢性腎不全に係る療養を受けている場合に高額療養費算定基準額が20,000円となるのは、当該被保険者の標準報酬月額が53万円以上の場合である。それ以外の場合、高額療養費算定基準額は10,000円となる。

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 【問 8】 | 正解 C | 総合問題 |
|-------|------|------|

A × 健保法100条1項、昭和2年保理2788号

「埋葬を行う者」とは、実際に埋葬を行った者ではなく、「埋葬を行うべき者」である。したがって、設問の場合は、配偶者に埋葬料が支給される。

B × 健保法118条

設問の場合であっても、被扶養者に対する保険給付は制限されない（扶養者に対する保険給付は行われる）。

C ○ 健保法86条1項、平成28年厚労告60号

設問のとおり。なお、当該病院は同時に2以上の傷病について初診を行った場合であっても、特別の料金は1回しか徴収することができない。

| 評価療養   | 選定療養   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進医療</li> <li>・ 医薬品の治験に係る診療</li> <li>・ 医療機器の治験に係る診療</li> <li>・ 再生医療等製品の治験に係る診療</li> <li>・ 薬価基準収載前の承認医薬品の投与</li> <li>・ 保険適用前の承認医療機器の使用</li> <li>・ 薬価基準に収載されている医薬品の適応外使用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別の療養環境の提供</li> <li>・ 予約診療</li> <li>・ 時間外診療</li> <li>・ 200床以上の病院の未紹介患者の初診</li> <li>・ 200床以上の病院の再診</li> <li>・ 制限回数を超える医療行為</li> <li>・ 180日を超える入院</li> <li>・ 前歯部の材料差額</li> <li>・ 金属床総義歯</li> <li>・ 小児う蝕の治療後の継続管理</li> </ul> |

D × 健保法64条

保険医若しくは保険薬剤師の登録を行おうとするときは、地方社会保険医療協議会への諮問は必要とされていない。

E × 健保法121条

「保険給付の支払を一時差し止めることができる」ではなく「保険給付の全部又は一部を行わないことができる」である。

|       |      |           |
|-------|------|-----------|
| 【問 9】 | 正解 A | 国庫負担・国庫補助 |
|-------|------|-----------|

A × 健保法151条

健康保険事業の事務の執行に要する費用は、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険の別を問わず、国庫負担が行われている。

B ○ 健保法附則2条の2

設問のとおり。令和6年4月1日から法改正により追加された事項である。高額レセプトの発生した健康保険組合に対する支援を行う健康保険組合連合会の高額医療交付金事業について、国による財政支援が制度化された。

C ○ 健保法153条、健保法附則5条

設問のとおり。なお、出産手当金については国庫補助が行われている。

D ○ 健保法193条

設問のとおり。

E ○ 健保法153条1項、健保法附則5条

設問のとおり。令和6年4月1日から、前期高齢者納付金のうち給付費の部分に係る保険者間の費用負担の調整の見直しが行われ、被用者保険間においては、「加入者割」は3分の2に縮小され、残りの3分の1については、各保険者間の「総報酬額」に応じて按分するという「総報酬割」が適用された。これにより、協会管掌健康保険の負担が軽減されたことから、前期高齢者納付金のうち給付費の部分に係る国庫補助が縮小された。

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 〔問 10〕 | 正解 E | 総合問題 |
|--------|------|------|

A ○ 健保法164条2項

設問のとおり。なお、設問の規定により納期を繰上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、保険者等は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

B ○ 健保法55条2項、令和3年保保発1130第1号

設問のとおり。令和4年1月1日から「保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。」こととされた。

C ○ 健保法165条1項、健保令48条

設問のとおり。任意継続被保険者の保険料の前納は、4月から9月まで若しくは10月から翌年3月までの6か月間又は4月から翌年3月までの12か月間であるが、6か月又は12か月の間において任意継続被保険者の資格を取得した者又は当該資格を喪失することが明らかである場合には、当該6か月又は12か月のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間又は当該資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納することができる。

D ○ 健保法49条2項、208条2号

設問のとおり。事業主が、正当な理由がなくて次のいずれかに該当するときは、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

- ① 被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者に届出せず、又は虚偽の届出をしたとき
- ② 任意適用事業所取消の認可、被保険者資格の得喪の確認、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。）の決定若しくは改定について被保険者又は被保険者であった者に通知しないとき
- ③ 保険料納付義務に違反して督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき
- ④ 日雇特例被保険者の保険料納付義務に違反して保険料を納付せず、健康保険印紙の受払及び現金納付に関する帳簿を備え付けず、その受払等の状況を保険者に報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- ⑤ 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する立入検査等に対して文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは立入検査等を拒み、妨げ、忌避したとき

E × 健保法89条4項

「2か月」ではなく、「3か月」である。なお、申請者が、健康保険法の規定により指定訪問看護事業者に係る指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者であるときなども同様である。

## 厚生年金保険法（択一式・解答解説）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目                      | 難易度 |
|--------|----|---------------------------|-----|
| 〔問 1〕  | D  | 任意単独被保険者・高齢任意加入被保険者       | A   |
| 〔問 2〕  | D  | 被保険者・高齢任意加入被保険者           | A   |
| 〔問 3〕  | D  | 総則等                       | A   |
| 〔問 4〕  | E  | 老齢厚生年金                    | A   |
| 〔問 5〕  | E  | 障害厚生年金                    | B   |
| 〔問 6〕  | D  | 遺族厚生年金                    | B   |
| 〔問 7〕  | E  | 併給の調整等                    | B   |
| 〔問 8〕  | C  | 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例 | B   |
| 〔問 9〕  | E  | 不服申立て                     | A   |
| 〔問 10〕 | A  | 届出・雑則等                    | B   |

難易度 — ABCの3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

## 厚生年金保険法（解答解説）

|       |      |                     |
|-------|------|---------------------|
| 〔問 1〕 | 正解 D | 任意単独被保険者・高齡任意加入被保険者 |
|-------|------|---------------------|

A × 厚年法10条1項

「70歳以上」を「70歳未満」とすると正しい内容となる。なお、適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者は、事業主の同意を得て、厚生労働大臣の認可を受けることにより、任意単独被保険者となることができる。

B × 厚年法11条

任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けることにより、いつでもその資格を喪失することができるが、その際に事業主の同意は不要である。

C × 厚年法10条2項

任意単独被保険者の資格取得については「事業主の同意」が必要であるが、この事業主の同意には、保険料の半額負担義務、保険料の納付義務が含まれている。

D ○ 厚年法附則4条の3第1項

設問のとおり。老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有していなければ、障害厚生年金又は遺族厚生年金等の受給権者であっても、高齡任意加入被保険者となることができる。

E × 厚年法附則4条の3第6項

「当該督促状の指定の期限の翌日」ではなく「その納期限の属する月の前月の末日」に被保険者の資格を喪失する。なお、初めて納付すべき保険料を納付しないときは、高齡任意加入被保険者とならなかったものとみなされる。

|       |      |                 |
|-------|------|-----------------|
| 【問 2】 | 正解 D | 被保険者・高齢任意加入被保険者 |
|-------|------|-----------------|

A ○ 厚年法13条1項

設問のとおり。当初の一定期間を試用期間とされている場合であっても、「適用事業所に使用されるに至った日」に、被保険者の資格を取得する。

B ○ 厚年法12条5号

設問のとおり。1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の4分の3以上であれば、大学生であっても厚生年金保険の被保険者となる。

C ○ 平成25年年発0125第1号他

設問のとおり。ただし、60歳以上の者で退職後引き続き再雇用されるときは、例外として被保険者資格を一旦中断したものとみなす。

D × 厚年法附則4条の5第1項

適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者の場合とは異なり、「被保険者の同意を得て保険料の半額負担及び納付についてその同意を撤回することができる。」という規定はない。

E ○ 平成24年厚年法附則17条

設問のとおり。なお、特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定4分の3未満短時間労働者は、事業主が実施機関に所定の申出をしない限り、被保険者資格を喪失しない。

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 【問 3】 | 正解 D | 総則等 |
|-------|------|-----|

A × 厚年法28条の2第3項

離婚等により婚姻期間中の配偶者の標準報酬を分割した場合において、被保険者であった期間とみなされた期間のみを有する者についても、当該期間及び当該期間に係る分割後の標準報酬について訂正請求を行うことができる。

B × 厚年法2条の4第1項

「少なくとも2年ごと」ではなく「少なくとも5年ごと」である。なお、財政の現況及び見通しにおける「財政均衡期間」は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とされている。

C × 厚年法8条

使用される者の4分の3以上が希望しても、事業主に適用取消しの認可を申請する義務はない。

D ○ 厚年法6条1項・3項

設問のとおり。なお、従業員5人以上の士業（弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士）は、適用事業所である。

E × 厚年法18条4項

設問の「確認の請求」の規定は、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者については、適用されない。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 〔問 4〕 | 正解 E | 老齢厚生年金 |
|-------|------|--------|

(エとオ) が正しいため、Eが正解となる。

ア × 厚年法14条5号、43条3項

「令和7年4月」ではなく「令和7年5月」である。70歳に達したときは、「その日」に被保険者の資格を喪失する。この場合、被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日から起算して1か月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。設問の場合、資格を喪失した日である4月1日から起算して1か月を経過した日の属する月である「5月」分から、年金の額が改定されることになる。

イ × 厚年法44条1項

老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していたことが要件とされるので、加給年金額は加算されない。

ウ × 厚年法44条1項

老齢厚生年金の子の加給年金額の支給が行われるべき場合であって、同時に国民年金法の障害基礎年金において子の加算が行われている場合にあつては、その間、老齢厚生年金の子の加給年金額が停止され、障害基礎年金における当該子の加算の支給が行われる。

エ ○ 厚年法43条1項

設問のとおり。平成15年4月以後とは、総報酬制導入後のことである。総報酬制導入前（平成15年3月まで）の被保険者期間分については、各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額の総額を当該被保険者期間の月数で除して得た平均標準報酬月額を用いる。

オ ○ 厚年法44条3項

設問のとおり。その出生の月の翌月から、子に係る加給年金額を加算した額に年金の額を改定する。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 5】 | 正解 E | 障害厚生年金 |
|-------|------|--------|

A × 昭和60年厚年法附則64条1項

保険料納付要件の特例は、初診日において65歳未満でなければ適用されない。

B × 厚年法52条2項・7項

設問の場合は、障害基礎年金の受給権を有しているため、65歳以後であっても、額の改定を請求することができる。65歳以降、障害の程度が増進したことによる額の改定の請求をすることができないのは、障害基礎年金の受給権を有しない障害厚生年金の受給権者に限られる。

C × 厚年法53条2号・3号

障害厚生年金の受給権は、65歳に達した日において障害等級に該当する程度の障害の状態でなくなった日から起算して3年を経過していなければ、その時点では消滅しない。障害厚生年金の受給権は、65歳に達したとき又は障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したときのいずれか遅い方の日に消滅する。

D × 厚年法47条の3第1項

基準障害による障害厚生年金は、請求のあった月の翌月から支給を始める。なお、基準障害による障害厚生年金は、65歳に達する日の前日までの間に、基準障害と他の障害とを併合して初めて障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態に該当していれば、65歳以後でも請求することができる。

E ○ 厚年法56条3号

設問のとおり。事後重症による障害厚生年金の支給要件を満たしているため障害厚生年金の支給を請求することができる。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 6】 | 正解 D | 遺族厚生年金 |
|-------|------|--------|

A × 厚年法58条1項2号

被保険者であった間に初診日がある傷病によって、初診日から5年を経過する日前に死亡したときは遺族厚生年金が支給されるが、設問は、これに該当しないため、遺族厚生年金は支給されない。

B × 厚年法66条1項

配偶者に対する遺族厚生年金が、受給権者である配偶者自身の申出によりその支給が停止されている場合であっても、子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。

C × 厚年法59条1項、平成23年発0323第1号

離婚の届出がなされ、戸籍簿上も離婚の処理がなされているにもかかわらず、その後も事実上婚姻関係と同様の事情にある者の取扱いについては、その者の状態が次の認定の要件に該当すれば、これを事実婚関係にある者として認定され配偶者死亡に係る遺族厚生年金の遺族とされる。

① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること

② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

D ○ 厚年法66条2項

設問のとおり。配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が所在不明によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

E × 厚年法59条1項

「兄弟姉妹」は遺族厚生年金を受けることができる遺族には該当しない。労災保険の遺族（補償）等年金と比較すること。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 7】 | 正解 E | 併給の調整等 |
|-------|------|--------|

A × 厚年法62条1項

夫の死亡当時、40歳未満の子のない妻には遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算額は加算されない。

B × 厚年法39条3項

設問の場合、内払とみなすことはできない。国民年金法による年金たる給付と厚生年金保険法による年金たる保険給付の内払調整については、厚生年金保険法による年金たる保険給付が厚生労働大臣が支給するもの（つまり、第1号厚生年金被保険者期間に基づくもの）に限り、行うことができる。

C × 厚年法63条1項3号

設問の場合、妻の有する遺族厚生年金の受給権は婚姻したことにより失権するが、子の有する遺族厚生年金の受給権は直系姻族の養子となっても消滅しない。

D × 厚年法38条1項、厚年法附則17条

障害厚生年金は、「老齢基礎年金及び付加年金」と併給することはできない。なお、遺族基礎年金とは併給できないという記述は正しい。

E ○ 厚年法78条の3第1項

設問のとおり。按分割合とは、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割後における第2号改定者の持分のことである。按分割合の上限は、2分の1とし、分割によって第2号改定者の持分が第1号改定者の持分を超えないようにしている。また、按分割合の下限は、当事者双方の対象期間標準報酬総額の合計額のうち、分割前における第2号改定者の持分とし、分割によって第2号改定者の持分が減らないようになっている。

|       |      |                           |
|-------|------|---------------------------|
| 【問 8】 | 正解 C | 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例 |
|-------|------|---------------------------|

A × 厚年法78条の26

2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金については、「それぞれの種別の被保険者であった期間に係る被保険者期間ごと」に区分して計算する。

B × 厚年法78条の27、厚年令3条の13第2項

在職定時改定により、令和7年10月から第1号厚生年金被保険者期間が153か月となっても、引き続き加給年金額は、第2号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加算される。

C ○ 厚年法78条の35第1項

設問のとおり。2以上の種別の被保険者であった期間を有する者について、いわゆる離婚時の分割の規定を適用する場合には、

- ① 一の期間に係る標準報酬についての分割請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時にを行う必要がある。
- ② その者の2以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして、標準報酬の分割請求及び請求すべき按分割の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに標準報酬の改定・決定及び標準報酬が改定・決定された者に対する保険給付の支給要件等の特例の規定を適用する。

D × 厚年法78条の28

一の期間に基づく老齢厚生年金についての支給繰下げの申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時にに行わなければならないが、「老齢基礎年金」の支給繰下げの申出は、同時にを行う必要はない。

E × 厚年法78条の32第3項

各号の厚生年金被保険者期間のうち最も長い種別に係る遺族厚生年金に中高齢の寡婦加算額が加算される。なお、加入期間が同じ場合の優先順位は、第1号厚生年金被保険者期間→第2号厚生年金被保険者期間→第3号厚生年金被保険者期間→第4号厚生年金被保険者期間の順となる。

|       |      |       |
|-------|------|-------|
| 【問 9】 | 正解 E | 不服申立て |
|-------|------|-------|

A × 厚年法91条の3

厚生労働大臣による保険料の賦課若しくは徴収の処分については、不服申立前置主義は設けられていないため、直ちに処分取消しの訴えを提起することができる。

B × 厚年法90条1項、行政不服審査法4条

厚生労働大臣による訂正決定に不服があっても、社会保険審査官や社会保険審査会に対して審査請求することはできない。厚生労働大臣が行った訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨の決定に不服のある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

C × 厚年法91条1項、厚年法附則29条6項

被保険者に係る厚生労働大臣による保険料の滞納処分に不服がある者は社会保険審査会に対して、また、脱退一時金に関する処分に不服がある者は「社会保険審査会」に対して、それぞれ審査請求をすることができる。

D × 厚年法90条4項

厚生労働大臣による被保険者の資格に関する処分に不服がある者が行った審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなされる。

E ○ 厚年法90条1項、社審法4条1項

設問のとおり。なお、社会保険審査会に対する再審査請求は、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月を経過したときは、することができないが、正当な事由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| 【問 10】 | 正解 A | 届出・雑則等 |
|--------|------|--------|

A × 厚年則31条1項

老齢厚生年金の受給権者の胎児出生の届出は「10日以内」に「日本年金機構」にしなければならない。

B ○ 厚年法100条の2第3項

設問のとおり。また、実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる（厚年法100条の2第4項）。

C ○ 厚年則70条の2

設問のとおり。なお、「氏名変更の理由」の届出が必要とされるのは、厚年法では「遺族厚生年金の受給権者」、国年法では「遺族基礎年金の受給権者」及び「寡婦年金の受給権者」に限られる。

D ○ 厚年則32条

設問のとおり。なお、加給年金額対象者不該当の届出は、加給年金額の対象となっている配偶者や子が亡くなったときや配偶者と離婚したとき、子が養子縁組や結婚をしたときなどである。

(1) 配偶者や子が死亡したとき

(2) 配偶者と離婚したとき、婚姻の取消をしたとき

(3) 養子縁組をしていた子と離縁したとき

(4) 加給年金が加算されている年金受給権者により生計を維持されなくなったとき

(5) 子が養子縁組したとき、結婚したとき

(6) 障害の状態である子が18歳到達年度の末日（3月31日）以降に障害の状態でなくなったとき

E ○ 厚年則6条、6条の2

設問のとおり。なお、被保険者の「氏名変更」「住所変更」について、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者については、事業主に対する申出は不要である。

## 国民年金法（択一式・解答解説）

| 問題番号   | 正解 | 出題項目        | 難易度 |
|--------|----|-------------|-----|
| 〔問 1〕  | A  | 総則          | A   |
| 〔問 2〕  | A  | 任意加入被保険者    | B   |
| 〔問 3〕  | B  | 給付通則・届出     | A   |
| 〔問 4〕  | B  | 不服申立て・雑則・届出 | B   |
| 〔問 5〕  | B  | 遺族基礎年金      | A   |
| 〔問 6〕  | C  | 老齢基礎年金      | A   |
| 〔問 7〕  | C  | 障害基礎年金      | B   |
| 〔問 8〕  | D  | 保険料         | A   |
| 〔問 9〕  | C  | 給付通則・給付の制限  | B   |
| 〔問 10〕 | C  | 付加年金        | A   |

難易度 — A B C の3段階設定にしています。

- A 確実に押さえていなければならない問題
- B このレベルが7割程度得点できれば合格レベルという問題
- C 余裕がある人は押さえる問題

## 国民年金法（解答解説）

|       |      |    |
|-------|------|----|
| 〔問 1〕 | 正解 A | 総則 |
|-------|------|----|

A × 国年法3条3項、国年令1条の2第3項

死亡一時金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、「市町村長」が行う。なお、寡婦年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務についても、市町村長が行う。

B ○ 国年法3条3項、国年令1条の2第4項

設問のとおり。第1号被保険者期間を有する（第2号被保険者期間や第3号被保険者期間を含む。）老齢基礎年金に係る裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行う。

C ○ 国年令1条の2第8号

設問のとおり。なお、保険料の法定免除該当者からの保険料納付の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

D ○ 国年法4条

設問のとおり。なお、厚生年金保険では、「厚生年金保険法による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」とされている。

E ○ 国年法3条3項、国年令1条の2第1号

設問のとおり。共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であった間に初診日がある傷病による障害に係る障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団に行う。

|       |      |          |
|-------|------|----------|
| 【問 2】 | 正解 A | 任意加入被保険者 |
|-------|------|----------|

アのの一つが正しいため、Aが正解となる。

ア ○ 国年法附則5条1項・5項

設問のとおり。老齢基礎年金の額の計算の基礎となる保険料納付済期間等の月数(※)が480に満たないため、任意加入被保険者となることができる。

※  $420 + 60 \times 1/2 = 450$

イ × 国年法附則5条2項

「日本国内に住所を有しない」場合には「日本国籍を有する」必要がある。なお、日本国内に住所を有する場合には国籍要件は必要ない。

ウ × 平成6年国年法附則11条3項、平成16年国年法附則23条3項

「昭和41年4月1日以前生まれ」ではなく「昭和40年4月1日以前生まれ」である。

エ × 平成6年国年法附則11条9項

65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者としての被保険者期間は、第1号被保険者に係る独自給付である「死亡一時金及び脱退一時金」の規定の適用については第1号被保険者としての被保険者期間とみなされるが、「寡婦年金」の規定の適用については第1号被保険者としての被保険者期間とみなされない。

オ × 国年法附則5条10項、平成6年国年法附則11条10項、平成16年国年法附則23条10項

60歳以上65歳未満の任意加入日保険者は付加保険料を納付することができる。なお、65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は老齢基礎年金の受給権を確保するため、特例的に任意加入を認めている。したがって、年金額の増額を目的とした付加保険料を納付する者となることはできない。

|       |      |         |
|-------|------|---------|
| 【問 3】 | 正解 B | 給付通則・届出 |
|-------|------|---------|

A × 国年法14条、国年法附則7条の5第1項

第2号被保険者のうち、国民年金原簿に記載されているのは、第1号厚生年金被保険者に限られている。当分の間、第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者、第4号厚生年金被保険者は、国民年金原簿の記録管理は行われていない。

B ○ 国年則1条の4第1項

設問のとおり。20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合であって、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該第1号被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより20歳に達した事実を確認できるときは、第1号被保険者の資格取得届の提出は不要とされている。

C × 国年法109条の3第2項

保険料納付確認団体は、その結果を「当該被保険者」に通知する業務を行っている。なお、厚生労働大臣は、保険料納付確認団体の求めに応じ、保険料納付確認団体が設問の業務を適正に行うために必要な限度において、保険料滞納事実に関する情報を提供することができる（国年法109条の3第3項）。

D × 国年法18条1項

年金給付の支給は、受給権の生じた日の属する月の翌月から始め、その権利が消滅した日の属する月で終わる。

E × 国年法17条1項

年金給付を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に「50銭未満」の端数が生じたときは、これを切り捨て、「50銭以上1円未満」の端数が生じたときは、これを「1円」に切り上げるものとする。

|       |      |             |
|-------|------|-------------|
| 〔問 4〕 | 正解 B | 不服申立て・雑則・届出 |
|-------|------|-------------|

A ○ 国年則36条の3

設問のとおり。加算額対象者がある障害基礎年金の受給権者の届出（生計維持確認届）は、厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合であっても、提出が必要である。

B × 国年法101条1項

国民年金原簿の訂正請求に対する決定については、社会保険審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求の対象とならない。訂正請求に係る厚生労働大臣の決定に不服がある場合、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求を行うか、又は決定の取消を求めて裁判所に訴訟を提起する。

C ○ 国年法101条1項、社審法4条2項、5条1項

設問のとおり。なお、被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときはすることができない。

D ○ 国年法101条1項、国年法101条の2

設問のとおり。被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

E ○ 国年法102条1項・4項

設問のとおり。年金給付を受ける権利そのものについては、時効の適用をされないが、いわゆる支分権については5年の時効となっている。なお、死亡一時金を受ける権利は、これらを行使することができる時から「2年」を経過したときは、時効によって消滅する。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 5】 | 正解 B | 遺族基礎年金 |
|-------|------|--------|

A × 国年法37条

支給要件（死亡した者の要件）のいずれにも該当しないため、遺族基礎年金は支給されない。「障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害基礎年金の受給権者が死亡した」というだけでは、遺族基礎年金は支給されない。

B ○ 国年法41条2項

設問のとおり。子に対する遺族基礎年金は、配偶者（夫）が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者（夫）に対する遺族基礎年金が、受給権者の申出により支給停止されているとき又は所在不明により支給停止されているときを除く。）は、支給停止される。

C × 国年法40条1項・2項

遺族基礎年金の受給権を有する妻とその子のうち、すべての子が直系血族又は直系姻族の養子になったときは、妻の有する遺族基礎年金の受給権は消滅するが、子の有する遺族基礎年金の受給権は消滅しない。

D × 国年法5条7項、37条の2第1項

遺族基礎年金を受けることができる配偶者には、死亡した者と養子縁組をしていない連れ子は含まれない。設問の場合、死亡した者と養子縁組をしていないため死亡した者の「子」ではない。そのため、死亡した者と生計維持関係があったとしても遺族基礎年金、遺族厚生年金の受給権は発生しない。

E × 国年法39条の2第1項

受給権者が子3人であるときの子に支給する遺族基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額に、「224,700円に改定率を乗じた額及び74,900円に改定率を乗じた額」を加算し、その合計額を3で除した額を3人の子それぞれに支給する。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 6】 | 正解 C | 老齡基礎年金 |
|-------|------|--------|

A × 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（昭和61年庁保発15号）

設問の内容は障害の程度が1級の内容である。2級については、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。例えば家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできない状態又は行つてはいけない状態、すなわち、病院内の生活でいえば、活動範囲がおおむね病棟内に限られる状態であり、家庭内でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られる状態であるとされている。

B × 国年法附則5条5項

65歳に達したときは、その翌日ではなくその日に任意加入被保険者の資格を喪失する。

C ○ 国年法28条1項・2項

設問のとおり。66歳に達した日後に、75歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者が老齡基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日において、老齡基礎年金の支給の繰下げの申出があったものとみなされる。

D × 国年法附則9条の2第4項、国年令12条1項

令和4年4月1日施行の改正により、施行日（令和4年4月1日）の前日において、60歳に達していない者（昭和37年4月2日以後に生まれた者）については、減額率が引き下げられ、減額率は、「1,000分の4（0.4%）」に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率であるため設問の場合減額率は $24月 \times 0.4\% = 9.6\%$ となる。

E × 国年法附則9条の2、国年令12条

支給繰上げの減額率「0.4%」の対象となるのは、昭和37年4月2日以降生まれの者で、昭和37年4月1日以前生まれの場合は従来どおり減額率は「0.5%」のままである。

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 【問 7】 | 正解 C | 障害基礎年金 |
|-------|------|--------|

A × 国年法30条

被保険者であった者が障害基礎年金を受給するための初診日要件としては、初診日において日本国内に住所を有すること及び年齢が60歳以上65歳未満であることが必要である。

B × 昭和60年附則第20条

65歳未満の者の初診日が令和8年4月1日前にある傷病による障害については、当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないときは保険料納付要件を満たす。よって設問の場合、初診日の属する月が令和7年6月であるためその前々月である令和7年4月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要である。

C ○ 国年法27条8号、平成16年国年法附則9条1項

設問のとおり。障害基礎年金については、第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳前の期間及び60歳以降の期間も保険料納付済期間となる。なお、老齢基礎年金では、保険料納付済期間ではなく「合算対象期間」となり老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算には反映しない。

D × 国年法30条

老齢基礎年金等の支給繰上げを行っても設問の者は被保険者であるため要件を満たせば障害基礎年金の受給権を生ずる。なお、被保険者であった者である場合には支給繰り上げにより65歳に達した者とみなされるため障害基礎年金の受給権は生じない。

E × 国年令4条の7第1項、平成23年年発0323号

単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われ、定期的に音信、訪問が行われている場合には障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者に含まれる。

|       |      |     |
|-------|------|-----|
| 【問 8】 | 正解 D | 保険料 |
|-------|------|-----|

- A ○ 国年法88条の2  
設問のとおり。
- B ○ 国年法94条1項、国年令10条  
設問のとおり。保険料の免除を受けた月の属する年度の翌々年度以内に追納する場合には、政令で定める額は加算されない。ただし、免除月が3月であるときに、翌々年の4月に追納する場合についても加算されないこととなっている。
- C ○ 国年法94条1項  
設問のとおり。老齢基礎年金の受給権者は、保険料の追納をすることができない。
- D × 国年法90条の3第1項、国年則77条の9  
学生等の保険料納付特例制度の適用対象となる被保険者であっても、法定免除の適用対象となる場合には、法定免除が優先される。なお、学生納付特例制度の適用対象となる被保険者については、申請による全額免除及び一部免除は適用されない。
- E ○ 国年法87条3項  
設問のとおり。令和7年度の保険料改定率が1.030であったため、令和7年度の保険料は、 $17,000円 \times 1.030 = 17,510円$ となった。なお、保険料改定率は、平成18年度以降、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に「名目賃金変動率」（＝当該年度の初日の属する年の2年前の物価変動率に当該年度の初日の属する年の4年前の年度の実質賃金変動率を乗じて得た率）を乗じて得た率を基準として改定され、政令で定めることとされている。

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 【問 9】 | 正解 C | 給付通則・給付の制限 |
|-------|------|------------|

A ○ 昭和37年福発25号

設問のとおり。死亡一時金については、当該給付の支給事由となった事故について受給権者が損害賠償を受けた場合であっても、当該損害賠償との調整は行わないこととされている。

B ○ 国年法52条の2第1項

設問のとおり。合算すると「36か月」(=12+48×1/4+24×1/2)となるため死亡一時金の支給要件である第1号被保険者として保険料を納めた月数36か月以上を満たす。

C × 国年法20条1項、52条の6

一人一年金の原則により遺族厚生年金と寡婦年金は併給することができずどちらかの選択となる。また、寡婦年金と死亡一時金についても、どちらかの選択となるため遺族厚生年金と死亡一時金、又は寡婦年金の受給となる。

D ○ 国年法72条

設問のとおり。また、障害基礎年金その他政令で定める給付の受給権を有したことがあるときも、請求することができない。

E ○ 国年法21条の2、国年則86条の2

設問のとおり。返還金債権の金額に充当することができるのは、「遺族基礎年金」に限られ、厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払金額を充当することはできない。

|        |      |      |
|--------|------|------|
| 〔問 10〕 | 正解 C | 付加年金 |
|--------|------|------|

A × 国年法87条の2第4項

付加保険料を納付する第1号被保険者が国民年金基金の加入員となったときは、加入員となった日に付加保険料を納付する者でなくなる申出をしたものとみなされる。

B × 国年法44条

付加年金の額は、200円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額である。したがって、付加保険料に係る保険料納付済期間を200か月有する者が、65歳に達し老齢基礎年金の受給権を取得したときには、年額「40,000円」の付加年金が支給される。

C ○ 国年法87条の2第1項・2項、88条の2

設問のとおり。産前産後期間の保険料の免除される期間中であっても、付加保険料を納付することはできる。

D × 国年法47条

「全部又は一部」ではなく「全額」である。なお、付加年金は、付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給され、付加年金の受給権は、老齢基礎年金と同様に、受給権者が死亡したときに消滅する。

E × 国年法46条、国年令4条の5・12条、国年法附則9条の2

付加年金の額は、老齢基礎年金と同様に繰り上げ受給・繰り下げ受給の対象となり老齢基礎年金の受給率に合わせて、付加年金の額も増減する。